

屋久島国立公園（仮称）

公園計画書

（環境省案）

目 次

| | | |
|-----|--------------|-----|
| 1 | 基本方針 | 50 |
| 2 | 規制計画 | 52 |
| (1) | 保護規制計画 | 52 |
| ア | 特別地域 | 52 |
| (ア) | 特別保護地区 | 53 |
| (イ) | 第1種特別地域 | 59 |
| (ウ) | 第2種特別地域 | 67 |
| (エ) | 第3種特別地域 | 77 |
| (オ) | 乗入れ規制地区 | 84 |
| イ | 海域公園地区 | 86 |
| ウ | 普通地域 | 89 |
| エ | 面積内訳 | 90 |
| (ア) | 地域地区別土地所有別面積 | 90 |
| 3 | 施設計画 | 92 |
| (1) | 保護施設計画 | 92 |
| (2) | 利用施設計画 | 94 |
| ア | 集団施設地区 | 94 |
| イ | 単独施設 | 96 |
| ウ | 道路 | 100 |
| (ア) | 車道 | 100 |
| (イ) | 歩道 | 102 |
| エ | 運輸施設 | 106 |
| 4 | 生態系維持回復計画 | 108 |
| (1) | 生態系維持回復事業 | 108 |
| 5 | 参考事項 | |
| (1) | 指定動植物 | 146 |
| ア | 特別地域 | 146 |
| (ア) | 指定植物 | 146 |
| (イ) | 指定動物 | 150 |
| イ | 海域公園地区 | 151 |

1 基本方針

霧島屋久国立公園屋久島地域は、昭和 39 年に霧島国立公園の一部として指定されて以降、昭和 50 年 5 月 17 日に、花山地区が原生自然環境保全地域に指定されるのに伴い公園区域が変更され、昭和 58 年 1 月 14 日に屋久島西北部地域の区域拡張が行われた。その後、平成 14 年 2 月 19 日に公園区域及び公園計画の全般的な見直し（再検討）が行われ、平成 19 年 3 月 30 日に口永良部島の追加指定（一部変更）が行われた。

今回、霧島屋久国立公園の点検にあわせ、火山景観を中心とする霧島及び錦江湾地域と島しょ景観を中心とする屋久島地域とをそれぞれ別々の国立公園に再編成を行うとともに、屋久島地域の公園計画についても点検を行い、本公園が保有する自然的、文化的資源の現況を踏まえながら、その保全と適切な利用の推進を図るため、以下の方針により公園計画を定めることとする。

（1）規制計画

ア 保護規制計画

（ア）特別保護地区

- ・宮之浦岳を中心とする地域は、特別保護地区として厳正な保護を図る。

（イ）第 1 種特別地域

- ・特別保護地区周辺にあって、特別保護地区と一体となった景観を構成している優れた自然林は、現状のとおり第 1 種特別地域とする。

（ウ）第 2 種特別地域

- ・利用上重要な車道沿線や主要な利用地点の周囲、並びに良好な状態で維持された自然林は、第 2 種特別地域とする。

（エ）第 3 種特別地域

- ・人工林や二次林を主体とした地域は、第 3 種特別地域とする。

（オ）乗入れ規制地区

- ・ウミガメの産卵場所である永田いなか浜・前浜及び田代海岸を、乗入れ規制地区とする。

（カ）海域公園地区

- ・サンゴ群落が発達する栗生沿岸及びメガ崎を、海域公園地区とする。

（キ）普通地域

- ・屋久島陸域の公園区域の地先海面を、普通地域とする。

（2）施設計画

ア 保護施設計画

- ・過去の過度な利用や土砂の流入等によって生じたと考えられる湿原の荒廃箇所については、植生復元施設を位置づけ、適切な保護と復元を図る。

イ 利用施設計画

(ア) 集団施設地区

- ・尾之間は、島南部の利用者にとって重要な利用拠点であり、宿舎等の利用施設が最小限必要とされていることから、集団施設地区として維持し、適切な整備方針等を定める。

(イ) 単独施設

- ・利用実態から見て必要である施設又は現存し公園利用に用いられている施設について、事業実施の可能性や整備による風致景観への支障のないことを確認の上でふさわしい種別の計画を位置づける。

(ウ) 車 道

- ・入山口等までのアプローチとして現存し、利用されている車道を位置づける。

(エ) 歩 道

- ・登山道や散策路として現存し、利用されている歩道を位置づける。

(オ) 運輸施設

- ・海中景観を楽しむための遊覧船として現存し、利用されている運輸施設を位置づける。

(3) 生態系維持回復計画

ア 生態系維持回復事業

- ・ヤクシカが生態系に与える影響が深刻化していることから、生態系の状況及びヤクシカの生息状況の把握、侵入防止柵の設置、個体数調整等の総合的な対策により植生への影響を低減することで、生態系の維持又は回復を図るために、生態系維持回復事業を位置付ける。

2 規制計画

(1) 保護規制計画

ア 特別地域

次の区域を特別地域とする。

(表2：特別地域総括表)

| 都道府県名 | 区 域 | 面 積 (ha) |
|-------|---|---|
| 鹿児島県 | <p>熊毛郡屋久島町内</p> <p>国有林屋久島森林管理署</p> <p>1 林班から 8 林班まで、13 林班、22 林班、23 林班、31 林班、45 林班、50 林班から 63 林班まで、75 林班から 101 林班まで、103 林班から 108 林班まで、112 林班、213 林班から 215 林班まで、220 林班から 222 林班まで、225 林班、228 林班から 232 林班まで及び 263 林班から 271 林班までの全部並びに 9 林班、12 林班、14 林班、15 林班、17 林班から 19 林班まで、24 林班、26 林班から 30 林班まで、32 林班、38 林班、47 林班、65 林班、102 林班、111 林班、204 林班から 206 林班まで、212 林班、274 林班及び 275 林班の各一部</p> <p style="text-align: right;">〔 国 20,272 〕</p> <p>熊毛郡屋久島町</p> <p>口永良部島、永田、宮之浦、安房、尾之間、栗生、中間及び船行の各一部</p> <p style="text-align: right;">〔 国 875 公 711 私 2,643 〕</p> | <p>24,501</p> <p style="text-align: center;">〔 国 21,147 公 711 私 2,643 〕</p> |

(ア) 特別保護地区

次の区域を特別保護地区とする。

(表 3 : 特別保護地区総括表)

| 都道府県名 | 区 域 | 面 積 (ha) | | | | | | |
|--|--|---|---|-------|---|----|---|-----|
| 鹿児島県 | 熊毛郡屋久島町内 | 7,669 | | | | | | |
| | 国有林屋久島森林管理署 1 林班から 4 林班まで、51 林班、82 林班 97 林班、229 林班か ら 231 林班まで及び 265 林班の全部並びに 5 林班から 9 林班ま で、12 林班、13 林班、17 林班から 19 林班まで、22 林班、23 林班、30 林班、31 林班、45 林班、47 林班、50 林班、52 林班、 53 林班、55 林班から 61 林班まで、83 林班、85 林班から 94 林 班まで、98 林班から 100 林班まで、102 林班、103 林班、204 林 班から 206 林班まで、232 林班、264 林班、266 林班から 269 林 班まで、271 林班及び 274 林班の各一部 <div style="text-align: right;">〔 国 7,008 〕</div> | <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="font-size: 3em; margin-right: 10px;">〔</div> <table style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">国</td> <td style="padding: 5px;">7,224</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">公</td> <td style="padding: 5px;">27</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">私</td> <td style="padding: 5px;">418</td> </tr> </table> <div style="font-size: 3em; margin-left: 10px;">〕</div> </div> | 国 | 7,224 | 公 | 27 | 私 | 418 |
| | 国 | 7,224 | | | | | | |
| 公 | 27 | | | | | | | |
| 私 | 418 | | | | | | | |
| 熊毛郡屋久島町 口永良部島及び永田の各一部 <div style="text-align: right;">〔 国 216 〕 〔 公 27 〕 〔 私 418 〕</div> | | | | | | | | |

(表4：特別保護地区内訳表)

| 名 称 | 区 域 |
|--|---|
| 国割岳、永田岳、宮之浦岳、黒味岳、花之江河、破沙岳、モッコヨム岳、石塚山、太忠岳、愛子岳に至る山稜部 | <p>鹿児島県熊毛郡屋久島町内 国有林屋久島森林管理署 51 林班、82 林班、97 林班、229 林班から 231 林班まで及び 265 林班の全部並びに 1 林班から 9 林班まで、12 林班、13 林班、17 林班から 19 林班まで、22 林班、23 林班、30 林班、31 林班、45 林班、47 林班、50 林班、52 林班、53 林班、55 林班から 61 林班まで、83 林班、85 林班から 94 林班まで、98 林班から 100 林班まで、102 林班、103 林班、204 林班から 206 林班まで、232 林班、264 林班、266 林班から 269 林班まで、271 林班及び 274 林班の各一部</p> <p style="text-align: right;">〔 国 6,784 〕</p> |
| 西部車道沿線 | <p>鹿児島県熊毛郡屋久島町内 国有林屋久島森林管理署 1 林班から 4 林班までの各一部</p> <p style="text-align: right;">〔 国 140 〕</p> <p>鹿児島県熊毛郡屋久島町 永田の一部</p> <p style="text-align: right;">〔 国 25 公 27 私 418 〕</p> |
| 大株歩道一帯 | <p>鹿児島県熊毛郡屋久島町内 国有林屋久島森林管理 99 林班の一部</p> <p style="text-align: right;">〔 国 84 〕</p> |

| 地 区 の 概 要 | 面 積 (ha) |
|--|---|
| <p>本地区は、宮之浦岳、永田岳、黒味岳等屋久島の中心山岳を包含する核心部であり、世界遺産地域にも登録されている。</p> <p>この中心山頂部は、ヤクシマダケの山岳風衝植生が見られ、標高が低くなるとスギ、モミ及びツガを主とする自然林となり、さらに標高が低くなるとシイ、カシ等の照葉樹林となる。</p> <p>また、本地区にはヤクシマザル、ヤクシカ等野生動物も多く見られる。</p> <p>厳正に景観の保護を図る必要性の高い地区である。</p> | <p>6,784</p> <p>(国 6,784) 公 0 私 0</p> |
| <p>屋久島においては、特に低地照葉樹林域は、ほとんどが集落及び耕作地になっており、川沿い若しくはこの西部車道沿線でしか鑑賞できない。亜熱帯植物も多く、奄美諸島以南の亜熱帯につながる植生を持っているので、国立公園の中でも価値が極めて高い地区であり、世界遺産地域に登録されている。</p> <p>また、ヤクシマザルの多くの群を保護する上からも重要な地域である。</p> <p>当該地区を通過する西部車道に関し、平成9年6月に鹿児島県は環境影響評価調査を実施し、道路拡幅が生物に与える影響は予測できないと報告している。</p> <p>さらに、平成10年度に鹿児島県が設置した「屋久島の一周道路整備検討委員会」が西部車道について検討を行った結果、今後①必要最小限の範囲で防災対策、②自然環境や生態系に配慮した災害復旧、③景観に対する配慮、④現在の道幅を利用した必要最低限の範囲での待避所の設置などの実施をとりまとめた。同検討会は、西部車道は基本的に現状維持ということを知事に提言した。</p> <p>厳正に景観の保護を図る必要性の高い地区である。</p> | <p>610</p> <p>(国 165) 公 27 私 418</p> |
| <p>縄文杉登山のメインルートである大株歩道を含む地区で、大王杉、夫婦杉をはじめ優れたスギの自然林等が見られ、また公園利用上重要な地域である。</p> <p>厳正に景観の保護を図る必要性の高い地区である。</p> | <p>84</p> <p>(国 84) 公 0 私 0</p> |

| 地 区 の 概 要 | 面 積 (ha) |
|---|--|
| <p>新岳及び古岳の山頂を中心とする一帯である。</p> <p>山頂には火口が広がり、ところどころ火山ガスを含む噴煙が上がる。火口周辺には火山荒原植生が展開し、火口と一体となって原生的な景観を呈している。森林は大部分が自然性の高いスダジイ林によって占められており、火山荒原植生へと移行する部分はヒサカキ林が分布する。</p> <p>当該地区の景観は口永良部島の特徴的なものであり、厳正に景観の保護を図る必要性の高い地区である。</p> | <p>191</p> <p>(国 191) 公 0 私 0</p> |
| | <p>7,669</p> <p>(国 7,224) 公 27 私 418</p> |

(イ) 第1種特別地域

次の区域を第1種特別地域とする。

(表5：第1種特別地域総括表)

| 都道府県名 | 区 域 | 面 積 (ha) |
|-------|---|---------------------------------------|
| 鹿児島県 | 熊毛郡屋久島町内 国有林屋久島森林管理署 84 林班、228 林班、263 林班の全部並びに 5 林班から 9 林班ま で、12 林班、13 林班、23 林班、24 林班、27 林班、28 林班、53 林班、54 林班、59 林班、60 林班、62 林班、75 林班から 77 林 班まで、81 林班、85 林班、87 林班から 89 林班まで、106 林班 から 108 林班まで、112 林班、232 林班、264 林班、266 林班か ら 269 林班まで、271 林班及び 274 林班の各一部 [国 2,595] | 3,300 (国 3,112) 公 137 私 51 |
| | 熊毛郡屋久島町 口永良部島の一部 [国 517] 公 137 私 51 | |

(表6：第1種特別地域内訳表)

| 名 称 | 区 域 |
|--|---|
| 国割岳、竹の辻北方斜面、 南方斜面、坪切岳東方斜面 及び小高塚岳北方斜面 | 鹿児島県熊毛郡屋久島町内 国有林屋久島森林管理署 228 林班、263 林班の全部並びに 5 林班から 9 林班まで、12 林班、 13 林班、232 林班、264 林班、266 林班から 269 林班まで、271 林 班及び 274 林班の各一部 〔 国 1,815 〕 |
| 安房川流域 | 鹿児島県熊毛郡屋久島町内 国有林屋久島森林管理署 75 林班から 77 林班まで、87 林班から 89 林班まで、106 林班から 108 林班まで及び 112 林班の各一部 〔 国 312 〕 |
| 明星岳山頂 | 鹿児島県熊毛郡屋久島町内 国有林屋久島森林管理署 108 林班の一部 〔 国 16 〕 |
| 荒川左岸 | 鹿児島県熊毛郡屋久島町内 国有林屋久島森林管理署 84 林班の全部及び 85 林班の一部 〔 国 294 〕 |
| 栗生歩道沿線 | 鹿児島県熊毛郡屋久島町内 国有林屋久島森林管理署 23 林班、24 林班、27 林班、28 林班の各一部 〔 国 71 〕 |
| 尾之間歩道沿線 | 鹿児島県熊毛郡屋久島町内 国有林屋久島森林管理署 53 林班、54 林班、59 林班、60 林班、62 林班及び 81 林班の各一部 〔 国 87 〕 |

| 地 区 の 概 要 | 面 積 (ha) |
|--|---|
| <p>核心部である稜線部を取り囲む地区で、スギの自然林等が見られ、優れた風致の維持を図る必要性の高い地区である。</p> | <p>1,815</p> <p>(国 1,815) 公 0 私 0</p> |
| <p>安房川の中流域から下流域に位置し、花崗岩を深く侵食した溪谷にスギ、照葉樹の自然林等が見られ、優れた風致の維持を図る必要性の高い地区である。</p> | <p>312</p> <p>(国 312) 公 0 私 0</p> |
| <p>明星岳南方斜面に位置する当該地区では、照葉樹の自然林等が見られ、優れた風致の維持を図る必要性の高い地区である。</p> | <p>16</p> <p>(国 16) 公 0 私 0</p> |
| <p>屋久島でも最もスギの自然林が発達し、世界遺産地域に登録されている。優れた風致の維持を図る必要性の高い地区である。</p> | <p>294</p> <p>(国 294) 公 0 私 0</p> |
| <p>栗生歩道沿線の地区であり、高標高地ではスギの自然林、低標高地では、照葉樹の自然林等が見られ、優れた風致の維持を図る必要性の高い地区である。</p> | <p>71</p> <p>(国 71) 公 0 私 0</p> |
| <p>尾之間歩道沿線の地区であり、高標高地ではスギの自然林、尾之間集落付近では、照葉樹の自然林等が見られ、優れた風致の維持を図る必要性の高い地区である。</p> | <p>87</p> <p>(国 87) 公 0 私 0</p> |

| 名 称 | 区 域 | |
|------------|-------------------------|----------------------------|
| ナゲシ野崎海岸部 | 鹿児島県熊毛郡屋久島町 口永良部島の一部 | (国 21) |
| 倉崎山臼伐海岸部 | 鹿児島県熊毛郡屋久島町 口永良部島の一部 | (国 6) |
| 折崎海岸部 | 鹿児島県熊毛郡屋久島町 口永良部島の一部 | (国 10) |
| 芭蕉浦崎海岸部 | 鹿児島県熊毛郡屋久島町 口永良部島の一部 | (国 15) |
| 口永良部島東部海岸部 | 鹿児島県熊毛郡屋久島町 口永良部島の一部 | (国 27) |
| 新岳・古岳山麓部 | 鹿児島県熊毛郡屋久島町 口永良部島の一部 | (国 438 公 137 私 51) |

| 地 区 の 概 要 | 面 積 (ha) | | | | | | | | | |
|--|--|---|-----|-----|---|-----|---|----|---|--|
| 海食崖が連続し、海岸から崖がそびえる雄大な景観を呈するとともに、海食洞窟が存在する等、変化に富む海岸線がつづき、優れた風致の維持を図る必要性の高い地区である。 | 21 <table border="0"> <tr><td rowspan="4" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">(</td><td>国</td><td>21</td></tr> <tr><td>公</td><td>0</td></tr> <tr><td>私</td><td>0</td></tr> <tr><td>)</td><td></td></tr> </table> | (| 国 | 21 | 公 | 0 | 私 | 0 |) | |
| (| 国 | | 21 | | | | | | | |
| | 公 | | 0 | | | | | | | |
| | 私 | | 0 | | | | | | | |
| |) | | | | | | | | | |
| 海食崖が連続し、海岸から崖がそびえる雄大な景観を呈し、優れた風致の維持を図る必要性の高い地区である。 | 6 <table border="0"> <tr><td rowspan="4" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">(</td><td>国</td><td>6</td></tr> <tr><td>公</td><td>0</td></tr> <tr><td>私</td><td>0</td></tr> <tr><td>)</td><td></td></tr> </table> | (| 国 | 6 | 公 | 0 | 私 | 0 |) | |
| (| 国 | | 6 | | | | | | | |
| | 公 | | 0 | | | | | | | |
| | 私 | | 0 | | | | | | | |
| |) | | | | | | | | | |
| 海食崖が連続し、海岸から崖がそびえる雄大な景観を呈するとともに、海食洞窟が存在する等、変化に富む海岸線がつづき、優れた風致の維持を図る必要性の高い地区である。 | 10 <table border="0"> <tr><td rowspan="4" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">(</td><td>国</td><td>10</td></tr> <tr><td>公</td><td>0</td></tr> <tr><td>私</td><td>0</td></tr> <tr><td>)</td><td></td></tr> </table> | (| 国 | 10 | 公 | 0 | 私 | 0 |) | |
| (| 国 | | 10 | | | | | | | |
| | 公 | | 0 | | | | | | | |
| | 私 | | 0 | | | | | | | |
| |) | | | | | | | | | |
| 海食崖が連続し、海岸から崖がそびえる雄大な景観を呈し、優れた風致の維持を図る必要性の高い地区である。 | 15 <table border="0"> <tr><td rowspan="4" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">(</td><td>国</td><td>15</td></tr> <tr><td>公</td><td>0</td></tr> <tr><td>私</td><td>0</td></tr> <tr><td>)</td><td></td></tr> </table> | (| 国 | 15 | 公 | 0 | 私 | 0 |) | |
| (| 国 | | 15 | | | | | | | |
| | 公 | | 0 | | | | | | | |
| | 私 | | 0 | | | | | | | |
| |) | | | | | | | | | |
| 海食崖が連続し、海岸から崖がそびえる雄大な景観を呈する地区であり、海食洞窟及びポットホールが存在する等、変化に富む海岸線がつづき、優れた風致の維持を図る必要性の高い地区である。 | 27 <table border="0"> <tr><td rowspan="4" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">(</td><td>国</td><td>27</td></tr> <tr><td>公</td><td>0</td></tr> <tr><td>私</td><td>0</td></tr> <tr><td>)</td><td></td></tr> </table> | (| 国 | 27 | 公 | 0 | 私 | 0 |) | |
| (| 国 | | 27 | | | | | | | |
| | 公 | | 0 | | | | | | | |
| | 私 | | 0 | | | | | | | |
| |) | | | | | | | | | |
| 古岳南麓は大起伏火山地であり、海から山体が屹立する雄大な景観を呈し、自然性の高い照葉樹林が分布する。 新岳山麓は中起伏火山地であり、古岳とともに雄大な火山地景観を呈するとともに、自然性の高いスダジイ等の照葉樹林が広がる。 また、海岸部では、古岳南麓が波浪によって削られて形成された海食崖が連続し、荒々しい景観がフェリーで口永良部島に訪れる人々を迎える。 これら自然性の高い照葉樹林に覆われた火山地景観及び海岸景観の風致の維持を図る必要性の高い地区である。 | 626 <table border="0"> <tr><td rowspan="4" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">(</td><td>国</td><td>438</td></tr> <tr><td>公</td><td>137</td></tr> <tr><td>私</td><td>51</td></tr> <tr><td>)</td><td></td></tr> </table> | (| 国 | 438 | 公 | 137 | 私 | 51 |) | |
| (| 国 | | 438 | | | | | | | |
| | 公 | | 137 | | | | | | | |
| | 私 | | 51 | | | | | | | |
| |) | | | | | | | | | |

合

| | |
|---|-------------|
| 計 | 3,300 |
| | (国 3,112) |
| | 公 137 |
| | 私 51) |

(ウ) 第2種特別地域

次の区域を第2種特別地域とする。

(表7：第2種特別地域総括表)

| 都道府県名 | 区 域 | 面 積 (ha) |
|-------|--|--|
| 鹿児島県 | 熊毛郡屋久島町内 国有林屋久島森林管理署 104 林班の全部並びに 5 林班から 9 林班まで、32 林班、38 林班、 45 林班、57 林班、58 林班、62 林班、63 林班、65 林班、75 林班、 76 林班、78 林班から 81 林班まで、83 林班、103 林班、105 林班、 112 林班及び 275 林班の各一部 [国 1,808] | 2,516 (国 1,875) 公 270 私 371 |
| | 熊毛郡屋久島町 口永良部島、永田、安房、尾之間、栗生及び中間の各一部 (国 67) 公 270 私 371 | |

(表 8 : 第 2 種特別地域内訳表)

| 名 称 | 区 域 |
|-----------|---|
| 永田いなか浜・前浜 | 鹿児島県熊毛郡屋久島町 永田の一部 〔 国 2 公 8 〕 |
| 屋久島灯台一帯 | 鹿児島県熊毛郡屋久島町内 国有林屋久島森林管理署 275 林班の一部 〔 国 23 〕 鹿児島県熊毛郡屋久島町 永田の一部 〔 国 15 公 69 私 9 〕 |
| 愛子岳南方斜面 | 鹿児島県熊毛郡屋久島町内 国有林屋久島森林管理署 104 林班の全部並びに 103 林班及び 105 林班の一部 〔 国 531 〕 |
| 国割岳南方斜面 | 鹿児島県熊毛郡屋久島町内 国有林屋久島森林管理署 5 林班から 9 林班までの各一部 〔 国 149 〕 |
| 車道沿線 | 鹿児島県熊毛郡屋久島町内 国有林屋久島森林管理署 63 林班、79 林班、80 林班及び 112 林班の各一部 〔 国 82 〕 |

| 地 区 の 概 要 | 面 積 (ha) |
|---|---|
| <p>屋久島の北西部に位置する永田いなか浜・前浜は、海食崖がほとんどの屋久島の海浜地域の中で最大の砂浜海岸が見られるところである。この海岸には、暖かい黒潮にのって、毎年5月上旬から8月上旬にかけてアカウミガメ等が多数産卵のために上陸し、良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。</p> | <p>10</p> <p>(国 2) (公 8) (私 0)</p> |
| <p>永田集落から西部車道へ繋がる導入部分で、スギの人工林等が見られる。永田岬には、屋久島灯台があり興味地点となっている。このように良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。</p> | <p>116</p> <p>(国 38) (公 69) (私 9)</p> |
| <p>屋久島の北東部に位置する愛子岳の南斜面に位置し、スギの自然林、照葉樹林等が見られ、良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。</p> | <p>531</p> <p>(国 531) (公 0) (私 0)</p> |
| <p>瀬切川上流域のスギの自然林等が見られ、良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。</p> | <p>149</p> <p>(国 149) (公 0) (私 0)</p> |
| <p>スギ林、照葉樹林等が見られる公園計画道路（車道）沿線における、良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。</p> | <p>82</p> <p>(国 82) (公 0) (私 0)</p> |

| 名 称 | 区 域 |
|------------|--|
| 車道沿線 | 鹿児島県熊毛郡屋久島町内 国有林屋久島森林管理署 75 林班、76 林班、78 林班の各一部 (国 77) 鹿児島県熊毛郡屋久島町 安房の一部 (公 15) |
| 車道沿線 | 鹿児島県熊毛郡屋久島町内 国有林屋久島森林管理署 62 林班、81 林班、83 林班の各一部 (国 214) |
| 栗生、中間海岸、七瀬 | 鹿児島県熊毛郡屋久島町 栗生及び中間の各一部 (国 16) (公 16) (私 0(0.01)) |
| 七五岳一帯 | 鹿児島県熊毛郡屋久島町内 国有林屋久島森林管理署 32 林班、38 林班及び 45 林班の各一部 (国 311) |
| 千尋滝一帯 | 鹿児島県熊毛郡屋久島町内 国有林屋久島森林管理署 57 林班、58 林班及び 65 林班の各一部 (国 421) |

| 地 区 の 概 要 | 面 積 (ha) |
|--|-----------------------------------|
| 照葉樹林等が見られる公園計画道路（車道）沿線における、良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。 | 92 （国 77 公 15 私 0） |
| スギ林等が見られる公園計画道路（車道）沿線における、良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。 | 214 （国 214 公 0 私 0） |
| 屋久島南西部の海岸線沿いに位置し、マルバニッケイ、ウバメガシ等の海岸風衝低木林が見られ、良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。 | 32 （国 16 公 16 私 0(0.01)） |
| 烏帽子岳や鈴岳などの特別保護地区に隣接し、植生は特別保護地区と違う地域である。 特に温暖で多雨な屋久島の南部に迫り出した山岳地帯である。花崗岩岩場植生が発達し、屋久島特産の固有変種ヤクシマイトラッキョウ (<i>Allium virgunculae</i> var. <i>yakusshimense</i>) の基準標本産地である。この稀少な植物は少数個体が山頂近くの岩場斜面に生育している。 | 311 （国 311 公 0 私 0） |
| 鈴岳、割石岳等の特別保護地区（世界遺産登録地）、そして東側には第3種特別地域に接する地域で、鯛ノ川流域に位置し、下流部には有名な千尋滝及びトローキの滝があり、良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。 | 421 （国 421 公 0 私 0） |

| 地 区 の 概 要 | 面 積 (ha) | | | | | | | | |
|--|---|--|---|---|---|---|----|----|--|
| モッチョム岳南部に位置する尾之間集団施設地区一帯やシイ、カシ等の照葉樹林が見られる河畔林、海岸林等、風致の維持を図る必要性の高い地区である。 | 52 <table border="0"> <tr><td rowspan="3"> <table border="0"> <tr><td>国</td><td>4</td></tr> <tr><td>公</td><td>1</td></tr> <tr><td>私</td><td>47</td></tr> </table> </td><td></td></tr> </table> | <table border="0"> <tr><td>国</td><td>4</td></tr> <tr><td>公</td><td>1</td></tr> <tr><td>私</td><td>47</td></tr> </table> | 国 | 4 | 公 | 1 | 私 | 47 | |
| <table border="0"> <tr><td>国</td><td>4</td></tr> <tr><td>公</td><td>1</td></tr> <tr><td>私</td><td>47</td></tr> </table> | 国 | | 4 | 公 | 1 | 私 | 47 | | |
| | 国 | | 4 | | | | | | |
| | 公 | 1 | | | | | | | |
| 私 | 47 | | | | | | | | |
| 湾入部に位置し、波は静かで穏やかな景観を呈し、海岸には海食洞窟が存在する。海岸からは海に向かって、硫黄島や開聞岳などの遠方の島、山への眺望が得られる。このように良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。 | 5 <table border="0"> <tr><td rowspan="3"> <table border="0"> <tr><td>国</td><td>5</td></tr> <tr><td>公</td><td>0</td></tr> <tr><td>私</td><td>0</td></tr> </table> </td><td></td></tr> </table> | <table border="0"> <tr><td>国</td><td>5</td></tr> <tr><td>公</td><td>0</td></tr> <tr><td>私</td><td>0</td></tr> </table> | 国 | 5 | 公 | 0 | 私 | 0 | |
| <table border="0"> <tr><td>国</td><td>5</td></tr> <tr><td>公</td><td>0</td></tr> <tr><td>私</td><td>0</td></tr> </table> | 国 | | 5 | 公 | 0 | 私 | 0 | | |
| | 国 | | 5 | | | | | | |
| | 公 | 0 | | | | | | | |
| 私 | 0 | | | | | | | | |
| 口永良部島において、唯一の白砂の浜である。海岸部には温泉（西之湯）が存在し、海水浴、温泉利用等口永良部島の利用拠点として、固有の温泉資源及び海浜の良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。 | 2 <table border="0"> <tr><td rowspan="3"> <table border="0"> <tr><td>国</td><td>2</td></tr> <tr><td>公</td><td>0</td></tr> <tr><td>私</td><td>0</td></tr> </table> </td><td></td></tr> </table> | <table border="0"> <tr><td>国</td><td>2</td></tr> <tr><td>公</td><td>0</td></tr> <tr><td>私</td><td>0</td></tr> </table> | 国 | 2 | 公 | 0 | 私 | 0 | |
| <table border="0"> <tr><td>国</td><td>2</td></tr> <tr><td>公</td><td>0</td></tr> <tr><td>私</td><td>0</td></tr> </table> | 国 | | 2 | 公 | 0 | 私 | 0 | | |
| | 国 | | 2 | | | | | | |
| | 公 | 0 | | | | | | | |
| 私 | 0 | | | | | | | | |
| 口永良部島の西部、古期火山群の最高点に位置し、口永良部島の山々、遠方の島々への優れた眺望が得られる利用上重要な場所であることから、良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。 | 6 <table border="0"> <tr><td rowspan="3"> <table border="0"> <tr><td>国</td><td>0</td></tr> <tr><td>公</td><td>4</td></tr> <tr><td>私</td><td>2</td></tr> </table> </td><td></td></tr> </table> | <table border="0"> <tr><td>国</td><td>0</td></tr> <tr><td>公</td><td>4</td></tr> <tr><td>私</td><td>2</td></tr> </table> | 国 | 0 | 公 | 4 | 私 | 2 | |
| <table border="0"> <tr><td>国</td><td>0</td></tr> <tr><td>公</td><td>4</td></tr> <tr><td>私</td><td>2</td></tr> </table> | 国 | | 0 | 公 | 4 | 私 | 2 | | |
| | 国 | | 0 | | | | | | |
| | 公 | 4 | | | | | | | |
| 私 | 2 | | | | | | | | |
| 寝待立神、特徴的な形態をした岩等、変化に富む海岸景観を呈し、海岸部には温泉（寝待温泉）が存在する。 固有の温泉資源及び変化に富む海岸部の良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。 | 4 <table border="0"> <tr><td rowspan="3"> <table border="0"> <tr><td>国</td><td>4</td></tr> <tr><td>公</td><td>0</td></tr> <tr><td>私</td><td>0</td></tr> </table> </td><td></td></tr> </table> | <table border="0"> <tr><td>国</td><td>4</td></tr> <tr><td>公</td><td>0</td></tr> <tr><td>私</td><td>0</td></tr> </table> | 国 | 4 | 公 | 0 | 私 | 0 | |
| <table border="0"> <tr><td>国</td><td>4</td></tr> <tr><td>公</td><td>0</td></tr> <tr><td>私</td><td>0</td></tr> </table> | 国 | | 4 | 公 | 0 | 私 | 0 | | |
| | 国 | | 4 | | | | | | |
| | 公 | 0 | | | | | | | |
| 私 | 0 | | | | | | | | |
| 口永良部漁港がある湾入部に位置し、フェリーから海食崖が連続する景色を眺めることができ、良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。 | 3 <table border="0"> <tr><td rowspan="3"> <table border="0"> <tr><td>国</td><td>3</td></tr> <tr><td>公</td><td>0</td></tr> <tr><td>私</td><td>0</td></tr> </table> </td><td></td></tr> </table> | <table border="0"> <tr><td>国</td><td>3</td></tr> <tr><td>公</td><td>0</td></tr> <tr><td>私</td><td>0</td></tr> </table> | 国 | 3 | 公 | 0 | 私 | 0 | |
| <table border="0"> <tr><td>国</td><td>3</td></tr> <tr><td>公</td><td>0</td></tr> <tr><td>私</td><td>0</td></tr> </table> | 国 | | 3 | 公 | 0 | 私 | 0 | | |
| | 国 | | 3 | | | | | | |
| | 公 | 0 | | | | | | | |
| 私 | 0 | | | | | | | | |
| 海食崖が連続する景色が広がり、良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。 | 2 <table border="0"> <tr><td rowspan="3"> <table border="0"> <tr><td>国</td><td>2</td></tr> <tr><td>公</td><td>0</td></tr> <tr><td>私</td><td>0</td></tr> </table> </td><td></td></tr> </table> | <table border="0"> <tr><td>国</td><td>2</td></tr> <tr><td>公</td><td>0</td></tr> <tr><td>私</td><td>0</td></tr> </table> | 国 | 2 | 公 | 0 | 私 | 0 | |
| <table border="0"> <tr><td>国</td><td>2</td></tr> <tr><td>公</td><td>0</td></tr> <tr><td>私</td><td>0</td></tr> </table> | 国 | | 2 | 公 | 0 | 私 | 0 | | |
| | 国 | | 2 | | | | | | |
| | 公 | 0 | | | | | | | |
| 私 | 0 | | | | | | | | |

| 名 称 | 区 域 |
|-------------|---|
| 新岳・古岳山麓西側下部 | 鹿児島県熊毛郡屋久島町 口永良部島の一部 (国 10 公 157 私 233) |
| 湯向南海岸部 | 鹿児島県熊毛郡屋久島町 口永良部島の一部 (国 2) |
| 新岳・古岳山麓東側下部 | 鹿児島県熊毛郡屋久島町 口永良部島の一部 (国 2 私 80) |
| 合 | |

| 地 区 の 概 要 | 面 積 (ha) |
|--|---|
| <p>新岳西、北山麓部は溶岩台地が形成されており、火山噴火による溶岩の動きが想起でき、島が形成されてきた歴史を見ることができる。国指定天然記念物のエラブオオコウモリの生息が確認されている。</p> <p>このように良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。</p> | <p>400</p> <p>(国 10) (公 157) (私 233)</p> |
| <p>海食崖が連続する景色が広がり、良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。</p> | <p>2</p> <p>(国 2) (公 0) (私 0)</p> |
| <p>古岳東麓は中起伏火山地であり、自然性の高いスダジイ群落に覆われているが、海岸に近い部分はリュウキュウチクに覆われている。</p> <p>このように良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。</p> | <p>82</p> <p>(国 2) (公 0) (私 80)</p> |
| <p style="text-align: center;">計</p> | <p>2,516</p> <p>(国 1,875) (公 270) (私 371)</p> |

(エ) 第3種特別地域

次の区域を第3種特別地域とする。

(表9：第3種特別地域総括表)

| 都道府県名 | 区 域 | 面 積 (ha) |
|-------|---|---|
| 鹿児島県 | 熊毛郡屋久島町内 国有林屋久島森林管理署 95 林班、96 林班、101 林班、213 林班から 215 林班まで、220 林班から 222 林班まで、225 林班及び 270 林班の全部並びに 9 林班、12 林班、14 林班、15 林班、17 林班、22 林班から 24 林班まで、26 林班から 31 林班まで、50 林班、52 林班から 56 林班まで、59 林班から 63 林班まで、75 林班から 81 林班まで、85 林班から 88 林班まで、90 林班から 94 林班まで、98 林班から 100 林班まで、106 林班から 108 林班まで、111 林班、112 林班、212 林班、232 林班及び 269 林班の各一部 〔 国 8,861 〕 | 11,016 〔 国 8,936 公 277 私 1,803 〕 |
| | 熊毛郡屋久島町 口永良部島、宮之浦、安房、尾之間、栗生及び船行の各一部 〔 国 75 公 277 私 1,803 〕 | |

(表 10 : 第 3 種特別地域内訳表)

| 名 称 | 区 域 |
|---------------|--|
| 白谷雲水峡 | 鹿児島県熊毛郡屋久島町内 国有林屋久島森林管理署 213 林班から 215 林班までの全部並びに 212 林班の一部 〔 国 424 〕 |
| | 鹿児島県熊毛郡屋久島町 宮之浦の一部 〔 公 2 〕 |
| 旧宮之浦歩道沿線 | 鹿児島県熊毛郡屋久島町内 国有林屋久島森林管理署 220 林班から 222 林班まで及び 225 林班の全部 〔 国 707 〕 |
| 永田歩道沿線 | 鹿児島県熊毛郡屋久島町内 国有林屋久島森林管理署 270 林班の全部並びに 269 林班の一部 〔 国 250 〕 |
| 田代海岸 | 鹿児島県熊毛郡屋久島町内 国有林屋久島森林管理署 111 林班の一部 〔 国 44 〕 |
| | 鹿児島県熊毛郡屋久島町 船行の一部 〔 国 6 〕 |
| 小杉谷一帯、坪切岳東方斜面 | 鹿児島県熊毛郡屋久島町内 国有林屋久島森林管理署 95 林班、96 林班及び 101 林班の全部並びに 90 林班から 94 林班まで、 98 林班から 100 林班まで及び 232 林班の各一部 〔 国 2,281 〕 |

| 地 区 の 概 要 | 面 積 (ha) |
|---|------------------------------------|
| 世界遺産登録地域に隣接し、スギの自然林等が見られる白谷雲水峡の風致の維持を図る必要性の高い地区である。 | 426 (国 424 公 2 私 0) |
| 照葉樹、スギの二次林等が見られ、世界遺産登録地域に隣接し、風致の維持を図る必要性の高い地区である。 | 707 (国 707 公 0 私 0) |
| 永田歩道沿線に位置し、風致の維持を図る必要性の高い地区である。 | 250 (国 250 公 0 私 0) |
| 田代海岸では、枕状溶岩、海岸風衝低木林等が見られ、風致の維持を図る必要性の高い地区である。 | 50 (国 50 公 0 私 0) |
| スギの人工林及び照葉樹の二次林が見られ、風致の維持を図る必要性の高い地区である。 | 2,281 (国 2,281 公 0 私 0) |

| 名 称 | 区 域 |
|--|--|
| 原生自然環境保全地域西方 | 鹿児島県熊毛郡屋久島町内 国有林屋久島森林管理署 9 林班及び 12 林班及び 14 林班及び 15 林班の各一部 〔 国 159 〕 |
| 原生自然環境保全地域南方、花山歩道敷 | 鹿児島県熊毛郡屋久島町内 国有林屋久島森林管理署 17 林班、22 林班から 24 林班まで及び 26 林班から 31 林班までの各一部 〔 国 1,211 〕 |
| ヤクスギランド一帯、船行前岳南方斜面、尾立岳、前岳北方斜面、太忠岳東方斜面、雪岳西方斜面 | 鹿児島県熊毛郡屋久島町内 国有林屋久島森林管理署 59 林班から 63 林班まで、75 林班から 81 林班まで、85 林班から 88 林班まで、106 林班から 108 林班まで及び 112 林班の各一部 〔 国 3,182 〕 |
| 大川の滝 | 鹿児島県熊毛郡屋久島町内 国有林屋久島森林管理署 15 林班の一部 〔 国 14 〕 熊毛郡屋久島町 栗生の一部 〔 私 0(0.1) 〕 |
| 安房川下流左岸 | 鹿児島県熊毛郡屋久島町 安房の一部 〔 公 11 〕 〔 私 1 〕 |

| 地 区 の 概 要 | 面 積 (ha) |
|---|--|
| 世界遺産登録地域に隣接し、スギの自然林等が見られ、風致の維持を図る必要性の高い地区である。 | 159 (国 159) (公 0) (私 0) |
| スギの人工林及び照葉樹の二次林が見られ、風致の維持を図る必要性の高い地区である。 | 1,211 (国 1,211) (公 0) (私 0) |
| スギの人工林及び照葉樹の二次林が見られ、風致の維持を図る必要性の高い地区である。 | 3,182 (国 3,182) (公 0) (私 0) |
| シイ、カシ等が見られる海岸林及び大川の滝一带に位置し、風致の維持を図る必要性の高い地区である。 | 14 (国 14) (公 0) (私 0(0.1)) |
| 安房川下流左岸では、人里近くで良好なシイ、カシ等の照葉樹の河畔林が見られ、風致の維持を図る必要性の高い地区である。 | 12 (国 0) (公 11) (私 1) |

| 名 称 | 区 域 |
|--------------------------------|---|
| 鈴岳南方斜面、割石岳西方斜面、モッチョム岳東方斜面、西方斜面 | 鹿児島県熊毛郡屋久島町内 国有林屋久島森林管理署 50 林班及び 52 林班から 56 林班までの各一部 〔 国 589 〕 |
| 尾之間 | 鹿児島県熊毛郡屋久島町 尾之間の一部 〔 私 25 〕 |
| 口永良部島北部 | 鹿児島県熊毛郡屋久島町 口永良部島の一部 〔 国 69 公 264 私 1,777 〕 |
| 合 | |

| 地 区 の 概 要 | 面 積 (ha) |
|--|---|
| スギの人工林及び照葉樹の二次林が見られ、風致の維持を図る必要性の高い地区である。 | 589 (国 589 公 0 私 0) |
| シイ、カシ等の照葉樹の二次林が見られ、風致の維持を図る必要性の高い地区である。 | 25 (国 0 公 0 私 25) |
| 中起伏火山地で形成され、大半をリュウキュウチク群落が覆う。牧野、採草地在整備され、なだらかな山麓部において、放牧牛が点在する周囲の自然と相まったのびやかな景観を呈する。 農林業との調整を図りつつ、二次的自然の適正な維持管理により、風致の維持を図る必要性の高い地区である。 | 2,110 (国 69 公 264 私 1,777) |
| 計 | 11,016 (国 8,936 公 277 私 1,803) |

(オ) 乗入れ規制地区

車馬若しくは動力船の使用又は航空機の着陸を規制する区域（以下「乗入れ規制地区」という。）を次のとおりとする。

(表 11：乗入れ規制地区表)

| 名 称 | 区 域 | 地種区分 |
|-----------|--|-----------|
| 永田いなか浜・前浜 | 鹿児島県熊毛郡屋久島町 永田の一部 (以上の区域のうち、道路、広場、田、畑、牧場及び宅地の区域を除く。) | 第 2 種特別地域 |
| 田代海岸 | 鹿児島県熊毛郡屋久島町内 国有林屋久島森林管理署 111 林班の一部 鹿児島県熊毛郡屋久島町 船行の一部 (以上の区域のうち、道路、広場、田、畑、牧場及び宅地の区域を除く。) | 第 3 種特別地域 |

| 区 域 の 概 要 | 面 積 (ha) |
|--|----------|
| <p>屋久島の北西部に位置する永田いなか浜・前浜は、海食崖がほとんどの屋久島の海浜地域の中で最大の砂浜海岸が見られるところである。この海岸には、暖かい黒潮にのって、毎年5月上旬から8月上旬にかけてアカウミガメ等が多数産卵に上陸している。このように良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。</p> <p>特に、ウミガメの保護のため地域を指定する。</p> | 10 |
| <p>屋久島東部の海浜部に位置する田代海岸は、屋久島空港から車で10分でアクセスできる。この海岸には、暖かい黒潮にのって、毎年5月上旬から8月上旬にかけてアカウミガメ等が多数産卵に上陸し、また、枕状溶岩及びウバメガシ等の海岸風衝低木林が見られる。このように良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。</p> <p>特に、ウミガメ及び枕状溶岩の地形を保護するため地域を指定する。</p> | 50 |

イ 海域公園地区

海域公園地区を次のとおりとする。

(表 12：海域公園地区表)

| 名 称 | 区 域 |
|------|--------------------------|
| 栗生沿岸 | 鹿児島県熊毛郡屋久島町 栗生地先海域 |
| メガ崎 | 鹿児島県熊毛郡屋久島町 口永良部島地先海域 |
| 合 | |

| 地 区 の 概 要 | 面 積 (ha) |
|--|----------|
| <p>栗生沿岸の海域は透明度が非常に高く、高い種の多様性をもつ造礁サンゴ群集および魚類より成る海中景観は極めて優れている。</p> <p>魚類を例にあげれば、これまでに屋久島海域に分布することが知られている約580種のうち、平成11年度の調査で333種の出現を確認した。サンゴ群集は平成10年夏の白化現象による被害もみられたが、今後その回復が期待できる。海藻類では、「塚崎タイドプール」に特に希少なホンダワラ類の分布が確認された。これらの海洋生物群集に共通してみられる特徴は、総じて南日本型の暖温帯種と琉球列島型の亜熱帯種とが共存していること、並びに一部には琉球列島海域にもみられない、八重山諸島及び東南アジア島嶼海域を分布の中心とする熱帯種が出現していることである。この点は屋久島が強い黒潮の影響下にあることとの関連が示唆される。塚崎及び七瀬沖合いのポイントはスキューバ潜水、塚崎タイドプール群及びカマゼノ鼻東岸の浅海ポイントはスノーケリングでの利用が開発できよう。</p> | 114.4 |
| <p>海岸付近は岩盤の上に巨大な転石が散在し、岩盤や転石の上に塊状のサンゴ群体が分布する。水深10m付近の海底では、ミダレノウサンゴを中心に多くのサンゴが確認されている。</p> <p>洞窟なども見られ、多くの魚種が確認されており、海中景観の保護を厳正に図る必要性の高い地区である。</p> | 56.5 |
| 計 | 170.9 |

ウ 普通地域

普通地域の区域は次のとおりである。

(表 13：普通地域表)

| 都道府県名 | 区 域 | 面 積 (ha) | | | | | | | |
|-------|---|--|---|---|---|---|----|---|----|
| 鹿児島県 | 熊毛郡屋久島町 陸域の公園区域の地先海面（ただし、永田港湾区域、尾之間港湾区域、中間港湾区域、小島港湾区域、栗生港湾区域及び栗生漁港区域並びに船行の陸域の公園区域の地先海面のうち、国有林屋久島森林管理署 111 林班北端を起点として真東に伸ばした線から北側の海面を除く。）並びに口永良部島の一部及び口永良部島陸域の公園区域の地先海面 | 65 <table border="0" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td rowspan="3" style="font-size: 2em;">{</td><td>国</td><td>5</td></tr> <tr><td>公</td><td>13</td></tr> <tr><td>私</td><td>47</td></tr> </table> | { | 国 | 5 | 公 | 13 | 私 | 47 |
| { | 国 | 5 | | | | | | | |
| | 公 | 13 | | | | | | | |
| | 私 | 47 | | | | | | | |
| | 合 計 | 65 <table border="0" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td rowspan="3" style="font-size: 2em;">{</td><td>国</td><td>5</td></tr> <tr><td>公</td><td>13</td></tr> <tr><td>私</td><td>47</td></tr> </table> | { | 国 | 5 | 公 | 13 | 私 | 47 |
| { | 国 | 5 | | | | | | | |
| | 公 | 13 | | | | | | | |
| | 私 | 47 | | | | | | | |

エ 面積内訳

(ア) 地域地区別土地所有別面積

(表 14 : 地域地区別土地所有別面積総括表)

| 地域区分 | | 特別地域 | | | | | | | | |
|--------|-----------------|-------------------|----|-----|-------------------|-----|----|-------------------|-----|-----|
| 地種区分 | | 特別保護地区 | | | 第 1 種 | | | 第 2 種 | | |
| 土地所有別 | | 国 | 公 | 私 | 国 | 公 | 私 | 国 | 公 | 私 |
| 合 計 | 土地所有別面積 | 7,224 | 27 | 418 | 3,112 | 137 | 51 | 1,875 | 270 | 371 |
| | 地種区分別面積 (比率) | | | | 3,300 (13.4) | | | 2,516 (10.3) | | |
| | 地域地区別面積 (比率) | 7,669 (31.2) | | | | | | | | |
| | 地域別面積 (比率) | | | | | | | | | |

(単位：面積 ha、比率%)

| 第 3 種 | | | 普通地 域 (陸 域) | | | 合 計 (陸 域) | | | 普通地 域 (海 域) | 海域公 園地区 | 合計 (海域) | 合計 (陸域及 び海域) |
|--------------------|-----|-------|-------------------|----|----|---------------------|-----|-------|-------------------|--------------|------------|--------------------|
| 国 | 公 | 私 | 国 | 公 | 私 | 国 | 公 | 私 | | | | |
| 8,936 | 277 | 1,803 | 5 | 13 | 47 | 21,152 | 724 | 2,690 | | | | |
| 11,016 (44.8) | | | 65 (0.3) | | | 24,566 (100.0) | | | 7,816 | 2ヶ所 170.9 | 7,987 | 32,553 |
| 16,832 (68.5) | | | | | | | | | | | | |
| 24,501 (99.7) | | | | | | | | | | | | |

3 施設計画

(1) 保護施設計画

保護施設計画を次のとおりとする。

(表 16 : 保護施設表)

| 種 類 | 位 置 |
|--------|--------------------------|
| 植生復元施設 | 鹿児島県熊毛郡屋久島町 (花之江河・小花之江河) |

| |
|---------|
| 整 備 方 針 |
|---------|

| |
|-----------------------------|
| 日本最南端の高層湿原の荒廃の防止及び植生の復元を図る。 |
|-----------------------------|

(2) 利用施設計画

利用施設計画を次のとおりとする。

ア 集団施設地区

集団施設地区を次のとおりとする。

(表 17 : 集団施設地区表)

| 番号 | 名称 | 区 域 | 計 画 目 標 |
|----|-----|-----------------------|---|
| 1 | 尾之間 | 鹿児島県熊毛郡屋久島町 尾之間の一部 | 屋久島の南部に位置する当該地区は、島内でも比較的日照時間が長く真冬でも温暖な気候が続く。地区の北側には岩頭を持つモッチョム岳が聳え、雄大な風景が望まれるほか、近くには温泉が湧出している。 この恵まれた自然環境を生かし、保健休養の場として、快適な滞在型利用空間を形成するための施設を計画するものとする。 |

| 整備計画区 | 整備方針 | | | 面積 (ha) |
|--------------|--|------|-----|---------|
| 尾之間整備 計画区 | モッチョム岳の南部に広がる小高い丘陵地に位置する整備計画区 である。 既存の宿舎を中心に散策のための歩道、駐車場等の整備を図る。 | | | 32.7 |
| 面積計 | | 国 | 公 | 私 |
| | | 0.2 | 0.1 | 32.4 |
| | | 32.7 | | |

イ 単独施設

単独施設を次のとおりとする。

(表 18：単独施設表)

| 番号 | 種 類 | 位 置 |
|----|---------|------------------------|
| 1 | 園 地 | 鹿児島県熊毛郡屋久島町 (いなか浜、前浜) |
| 2 | 園 地 | 鹿児島県熊毛郡屋久島町 (白谷雲水峡) |
| 3 | 避 難 小 屋 | 鹿児島県熊毛郡屋久島町 (白谷) |
| 4 | 避 難 小 屋 | 鹿児島県熊毛郡屋久島町 (新高塚) |
| 5 | 園 地 | 鹿児島県熊毛郡屋久島町 (小杉谷) |
| 6 | 野 営 場 | 鹿児島県熊毛郡屋久島町 (小杉谷) |
| 7 | 避 難 小 屋 | 鹿児島県熊毛郡屋久島町 (鹿ノ沢) |
| 8 | 園 地 | 鹿児島県熊毛郡屋久島町 (田代海岸) |
| 9 | 園 地 | 鹿児島県熊毛郡屋久島町 (荒川登山口) |
| 10 | 園 地 | 鹿児島県熊毛郡屋久島町 (安房川河畔) |
| 11 | 避 難 小 屋 | 鹿児島県熊毛郡屋久島町 (石塚) |
| 12 | 園 地 | 鹿児島県熊毛郡屋久島町 (ヤクスギランド前) |
| 13 | 避 難 小 屋 | 鹿児島県熊毛郡屋久島町 (淀川) |
| 14 | 園 地 | 鹿児島県熊毛郡屋久島町 (淀川登山口) |
| 15 | 園 地 | 鹿児島県熊毛郡屋久島町 (大川の滝) |
| 16 | 園 地 | 鹿児島県熊毛郡屋久島町 (栗生) |

| 整 備 方 針 |
|--|
| いなか浜及び前浜のウミガメ観察等のための園地として整備する。 |
| 白谷雲水峡の自然探勝のための園地として整備する。 |
| 縄文杉、宮之浦岳等の登山者の最低限の安全を確保する避難施設として避難小屋を整備する。 |
| 宮之浦岳等の登山者の最低限の安全を確保する避難施設として避難小屋を整備する。 |
| 小杉谷一带の自然探勝のための園地として整備する。 |
| 小杉谷の野営場として整備する。 |
| 宮之浦岳、永田岳等の登山者の最低限の安全を確保する避難施設として避難小屋を整備する。 |
| 田代海岸の自然探勝のための園地として整備する。 |
| 縄文杉等への登山のための園地として整備する。 |
| 安房川の河畔探勝のための園地として整備する。 |
| 宮之浦岳等の登山者の最低限の安全を確保する避難施設として避難小屋を整備する。 |
| ヤクスギランド等の利用者のための園地として整備する。 |
| 宮之浦岳等の登山者の最低限の安全を確保する避難施設として避難小屋を整備する。 |
| 宮之浦岳、黒味岳等への登山のための園地として整備する。 |
| 大川の滝の自然探勝のための園地として整備する。 |
| 栗生海岸の自然探勝のための園地として整備する。 |

| 番号 | 種 類 | 位 置 |
|----|---------|------------------|
| 17 | 野 営 場 | 鹿児島県熊毛郡屋久島町（栗生） |
| 18 | 園 地 | 鹿児島県熊毛郡屋久島町（千尋滝） |
| 19 | 水 泳 場 | 鹿児島県熊毛郡屋久島町（岩屋泊） |
| 20 | 園 地 | 鹿児島県熊毛郡屋久島町（本村） |
| 21 | 博物展示施設 | 鹿児島県熊毛郡屋久島町（本村） |
| 22 | 公 衆 浴 場 | 鹿児島県熊毛郡屋久島町（湯向） |

| 整 備 方 針 |
|--|
| 栗生海岸の野営場として整備する。 |
| 千尋滝一带の自然探勝及びモッチョム岳登山のための園地として整備する。 |
| 岩屋泊での海水浴及び散策利用のための水泳場として整備する。 |
| 本村周辺の休憩等のための園地として整備する。 |
| 口永良部島の利用拠点となっており、自然等の紹介及び火山活動地帯における利用の注意喚起のための博物展示施設として整備する。 |
| 湯向温泉での温泉利用のための公衆浴場として整備する。 |

ウ 道路

(ア) 車道

車道を次のとおりとする。

(表 19 : 道路 (車道) 表)

| 番号 | 路線名 | 区 間 | 主要経過地 |
|----|--------------|---|---------|
| 1 | 永田栗生線 | 起点－鹿児島県熊毛郡屋久島町 (永田・国立公園境界) 終点－鹿児島県熊毛郡屋久島町 (瀬切川・国立公園境界) | |
| 2 | 淀川登山口線 | 起点－鹿児島県熊毛郡屋久島町 (安房・国立公園境界) 終点－鹿児島県熊毛郡屋久島町 (淀川登山口) | ヤクスギランド |
| 3 | 荒川谷線 | 起点－鹿児島県熊毛郡屋久島町 (荒川分かれ・車道分岐点) 終点－鹿児島県熊毛郡屋久島町 (荒川登山口) | |
| 4 | 本村岩屋泊湯 向線 | 起点－鹿児島県熊毛郡屋久島町 (本村) 終点－鹿児島県熊毛郡屋久島町 (岩屋泊) 終点－鹿児島県熊毛郡屋久島町 (番屋ヶ峰) 終点－鹿児島県熊毛郡屋久島町 (湯向) | |

整備方針

世界遺産登録地域内を通る自然に親しむための車道として整備する。

なお、整備は必要最小限度の防災対策、災害復旧のみとし、整備に当たっては自然景観を極力保護するよう努めることとする。

安房からヤクスギランド、紀元杉等を経て、淀川登山口に至る車道として整備する。

淀川登山口線から分岐し、荒川登山口に至る車道として整備する。

本村から岩屋泊、番屋ヶ峰及び湯向に至る車道として整備する。

(イ) 歩道

歩道を次のとおりとする。

(表 20 : 道路 (歩道) 表)

| 番号 | 路線名 | 区 間 | 主要経過地 |
|----|------------------|---|---|
| 1 | 龍神杉線 | 起点—鹿児島県熊毛郡屋久島町 (宮之浦川) 終点—鹿児島県熊毛郡屋久島町 (龍神杉) | |
| 2 | 愛子岳線 | 起点—鹿児島県熊毛郡屋久島町 (小瀬田・国立公園境界) 終点—鹿児島県熊毛郡屋久島町 (愛子岳山頂) | |
| 3 | 楠川線 | 起点—鹿児島県熊毛郡屋久島町 (白谷雲水峡駐車場) 終点—鹿児島県熊毛郡屋久島町 (楠川三叉路・歩道合流点) | |
| 4 | 永田線 | 起点—鹿児島県熊毛郡屋久島町 (永田・国立公園境界) 終点—鹿児島県熊毛郡屋久島町 (焼野・歩道合流点) | 竹の辻、鹿ノ沢 避難小屋、ロー ソク岩、永田岳 |
| 5 | 花山線 | 起点—鹿児島県熊毛郡屋久島町 (大川林道・国立公園境界) 終点—鹿児島県熊毛郡屋久島町 (鹿ノ沢避難小屋・歩道分岐点) | |
| 6 | 花之江河ヤク スギランド線 | 起点—鹿児島県熊毛郡屋久島町 (花之江河・歩道分岐点) 終点—鹿児島県熊毛郡屋久島町 (ヤクスギランド・歩道合流点) | 石塚避難小屋 |
| 7 | 太忠岳線 | 起点—鹿児島県熊毛郡屋久島町 (ヤクスギランド) 終点—鹿児島県熊毛郡屋久島町 (ヤクスギランド・歩道合流点) 終点—鹿児島県熊毛郡屋久島町 (太忠岳山頂) | |
| 8 | 宮之浦岳縄文 杉線 | 起点—鹿児島県熊毛郡屋久島町 (淀川登山口・歩道分岐点) 終点—鹿児島県熊毛郡屋久島町 (荒川登山口) | 淀川避難小屋、 小花之江河、花 之江河、宮之浦 岳、焼野、新高 塚避難小屋、縄 文杉、小杉谷 |
| 9 | 栗生線 | 起点—鹿児島県熊毛郡屋久島町 (栗生・国立公園境界) 終点—鹿児島県熊毛郡屋久島町 (花之江河・歩道合流点) | |
| 10 | 湯泊線 | 起点—鹿児島県熊毛郡屋久島町 (七五岳・国立公園境界) 終点—鹿児島県熊毛郡屋久島町 (七五岳山頂) 終点—鹿児島県熊毛郡屋久島町 (烏帽子岳山頂) 終点—鹿児島県熊毛郡屋久島町 (花之江河・歩道合流点) | |

整 備 方 針

龍神杉に至る登山道として整備する。

小瀬田方面から愛子岳に至る登山道として整備する。

白谷雲水峡から楠川三叉路に至る登山道として整備する。

永田から焼野三叉路に至る登山道として整備する。

大川林道から鹿ノ沢避難小屋に至る登山道として整備する。

花之江河からヤクスギランドに至る登山道として整備する。

ヤクスギランドから太忠岳に至る登山道として整備する。

淀川登山口から宮之浦岳及び縄文杉を経て、荒川登山口に至る登山道として整備する。

栗生方面から花之江河に至る登山道として整備する。

湯泊方面から七五岳、烏帽子岳及び花之江河に至る登山道として整備する。

| 番号 | 路線名 | 区 間 | 主要経過地 |
|----|---------|---|-------|
| 11 | モッコヨム岳線 | 起点－鹿児島県熊毛郡屋久島町（千尋滝・国立公園境界） 終点－鹿児島県熊毛郡屋久島町（モッコヨム岳山頂） | |
| 12 | 尾之間線 | 起点－鹿児島県熊毛郡屋久島町（尾之間・国立公園境界） 終点－鹿児島県熊毛郡屋久島町（蛇之口滝） 終点－鹿児島県熊毛郡屋久島町 （淀川登山口・歩道合流点） | |
| 13 | 古岳線 | 起点－鹿児島県熊毛郡屋久島町（砂ヶ迫登山口） 終点－鹿児島県熊毛郡屋久島町（古岳火口） | 古岳山頂 |
| 14 | 永迫メガ崎線 | 起点－鹿児島県熊毛郡屋久島町（永迫牧場） 終点－鹿児島県熊毛郡屋久島町（メガ崎灯台下） 終点－鹿児島県熊毛郡屋久島町（メガ崎北海岸） | メガ崎灯台 |

整 備 方 針

モッチョム岳に至る登山道として整備する。

尾之間から蛇之口滝及び淀川登山口に至る登山道として整備する。

島の案内人とともに古岳火口の荒々しい眺めやマルバサツキが美しい照葉樹林の森を散策し、硫黄採取の歴史を知る登山道として整備する。

口永良部島東部の牧場景観、ヤクシカ等の動物観察、海岸部でのタイドプール等での水生生物観察等を楽しみながら、メガ崎灯台及び海域公園地区に至る探勝歩道として整備する。

エ 運輸施設

運輸施設を次のとおりとする。

(表 21：運輸施設表)

| 番号 | 路線名 | 種 類 | 区 間 | 主要経過地 |
|----|-------|--------|--|-------|
| 1 | 栗生沿岸線 | 船舶運送施設 | 起点－鹿児島県熊毛郡屋久島町（栗生） 終点－鹿児島県熊毛郡屋久島町（栗生） | |

整 備 方 針

栗生沿岸の海域景観を楽しむための船舶運送施設として整備する。

4 生態系維持回復計画

生態系維持回復計画を次のとおりとする。

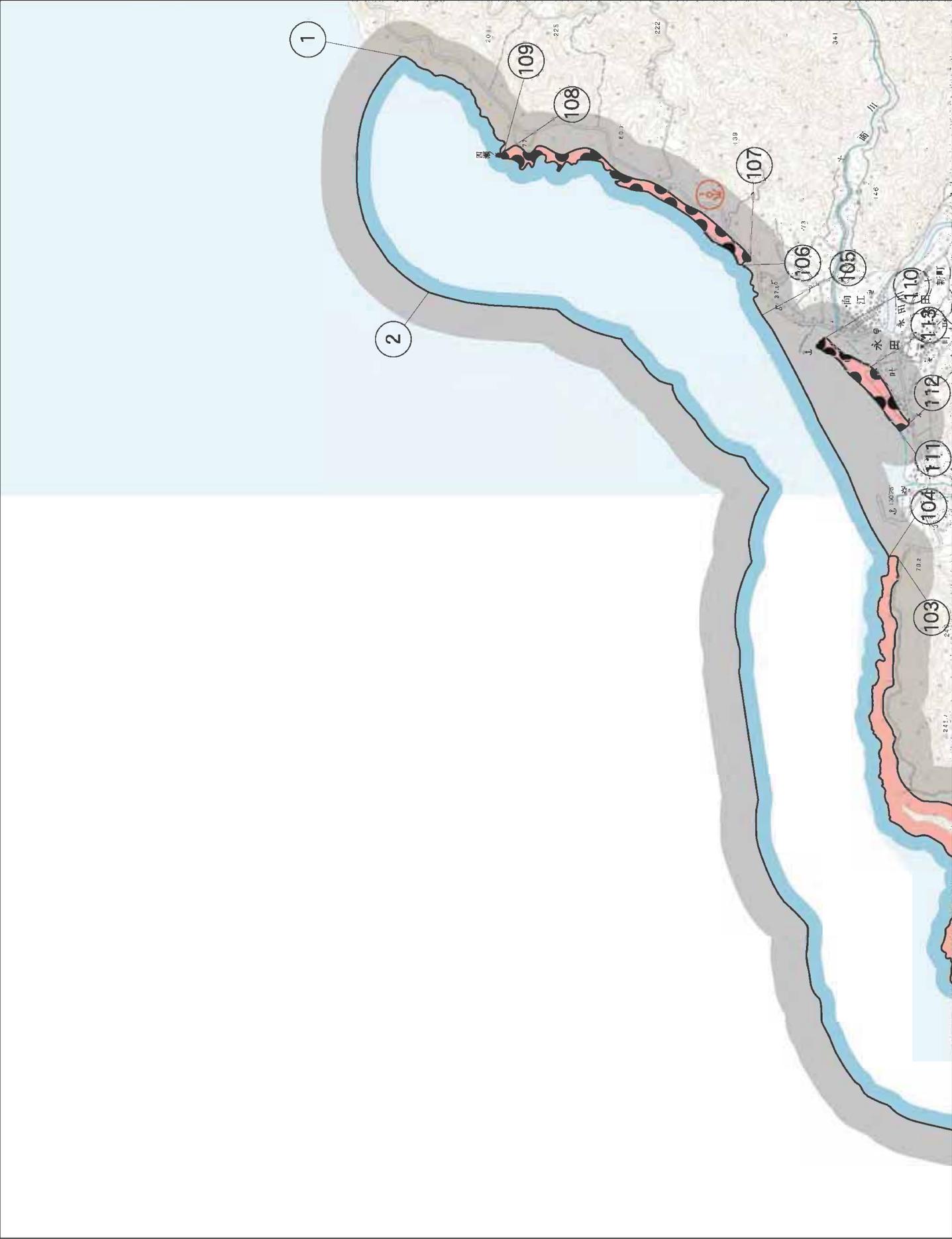
(表 22 : 生態系維持回復事業表)

| 番号 | 名 称 | 位 置 |
|----|--------------|--------------------|
| 1 | 屋久島生態系維持回復事業 | 屋久島国立公園のうち屋久島に係る地域 |

事業の実施方針

屋久島国立公園において、ヤクシカの生息数増加とともに、絶滅のおそれのある植物種の減少、植生の単純化が確認される等、本公園の生態系に大きな影響を与えるおそれが出てきている。このため、本事業では、本公園の生態系の維持又は回復を図るため、ヤクシカの防除、植生の保護等を実施する。また、事業の効果を検証するため、ヤクシカの生息状況等のモニタリングを実施し、より効果的な事業実施に向けて実証試験を行う。

屋久島国立公園（仮称）区域・保護規制及び施設計画図



凡例

保護計画凡例

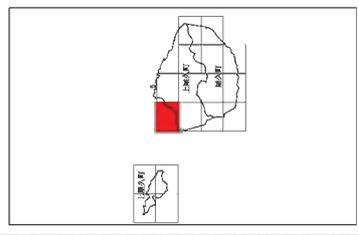
- 特別保護地区
- 第1種特別地域
- 第2種特別地域
- 第3種特別地域
- 海域公園地域
- 普通地域
- 乗り入れ規制地域
- 植生復元施設

利用計画凡例

- 集団施設地区
- 園地
- 避難小屋
- 野営場
- 水泳場
- 博物館展示施設
- 公衆浴場
- 車道
- 歩道
- 船舶運送施設

その他

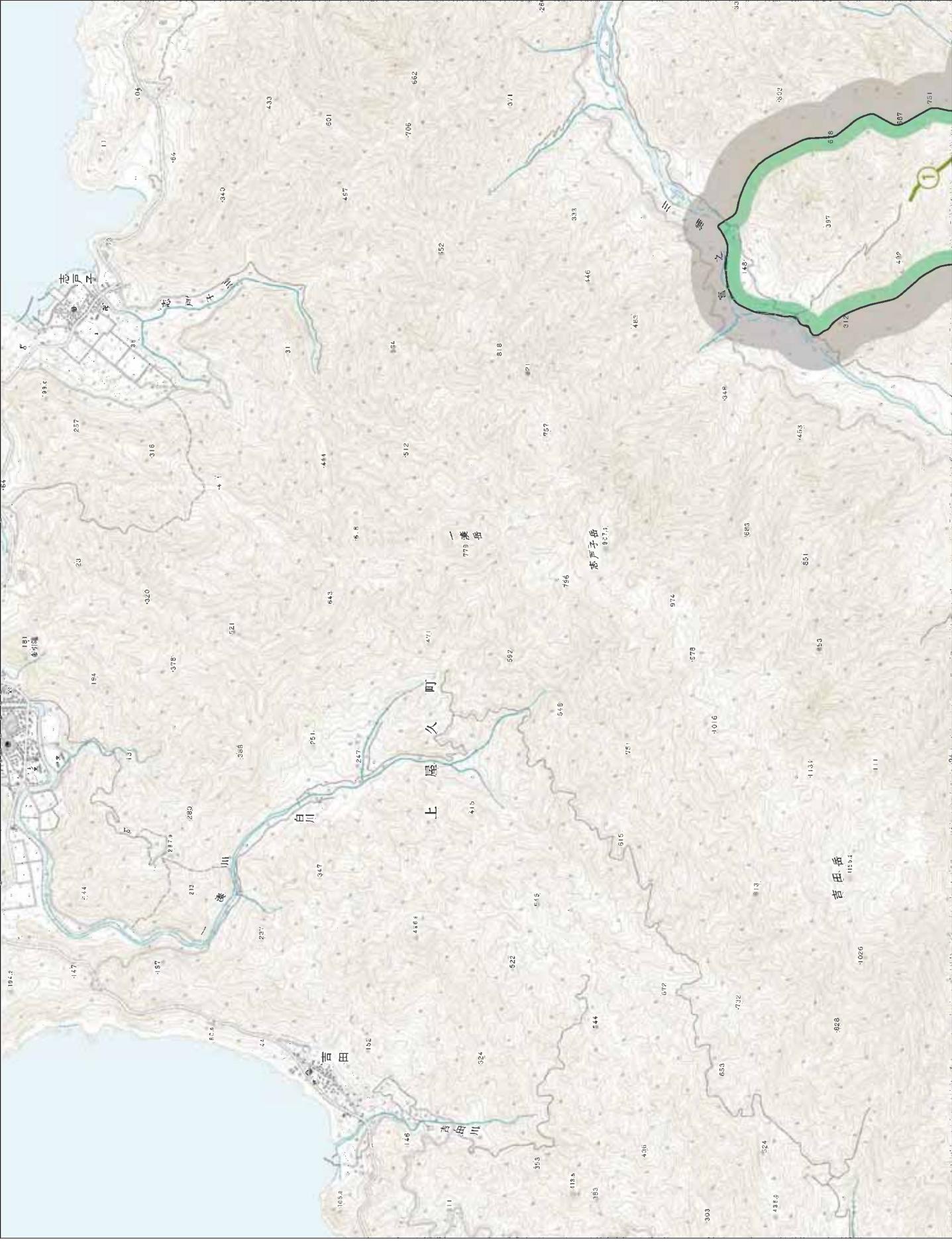
- 原生自然環境保全地域
- 世界自然遺産登録地域



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000(地図画像)及び数値地図25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平19総根、第215号)

屋久島国立公園（仮称）区域・保護規制及び施設計画図

1/25,000



凡例

保護計画凡例

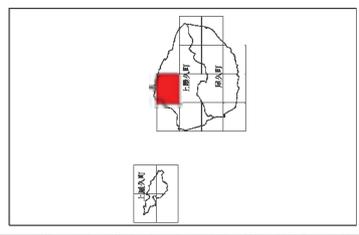
- 特別保護地区
- 第1種特別地域
- 第2種特別地域
- 第3種特別地域
- 海城公園地域
- 普通地域
- 乗り入れ規制地域
- 植生復元施設

利用計画凡例

- 集団施設地区
- 園地
- 避難小屋
- 野営場
- 水泳場
- 博物館展示施設
- 公衆浴場
- 車道
- 歩道
- 船舶運送施設

その他

- 原生自然環境保全地域
- 世界自然遺産登録地域



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000(地図画像)及び数値地図25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平19総環、第215号)

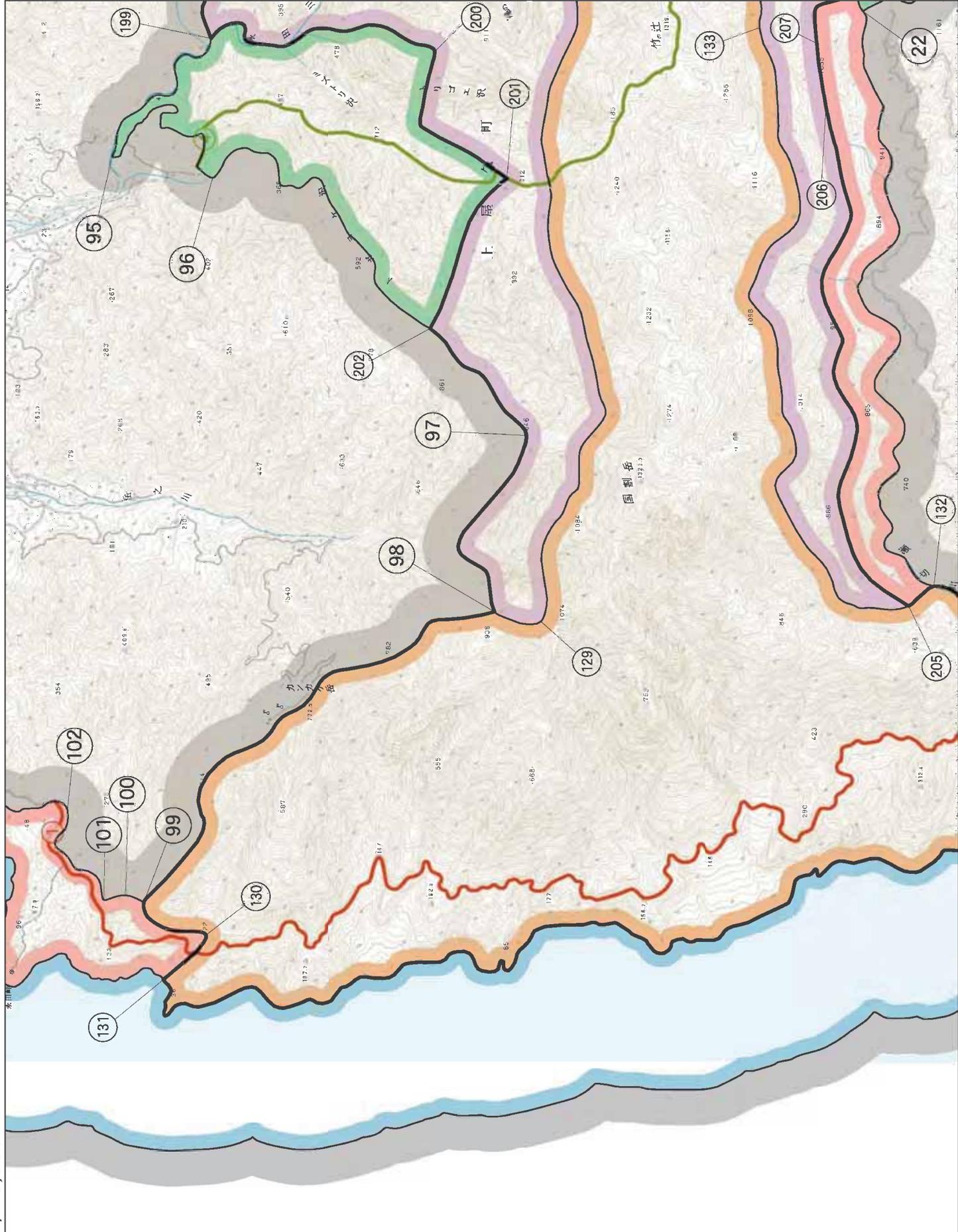
1:25,000



屋久島国立公園（仮称）区域・保護規制及び施設計画図

1/25,000

1:25,000



凡例

保護計画凡例

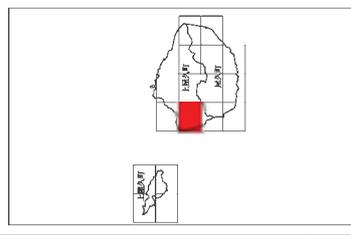
- 特別保護地区
- 第1種特別地域
- 第2種特別地域
- 第3種特別地域
- 海域公園地域
- 普通地域
- 乗り入れ規制地域
- 植生復元施設

利用計画凡例

- 集団施設地区
- 園地
- 避難小屋
- 野営場
- 水泳場
- 博物館展示施設
- 公衆浴場
- 車道
- 歩道
- 船舶運送施設

その他

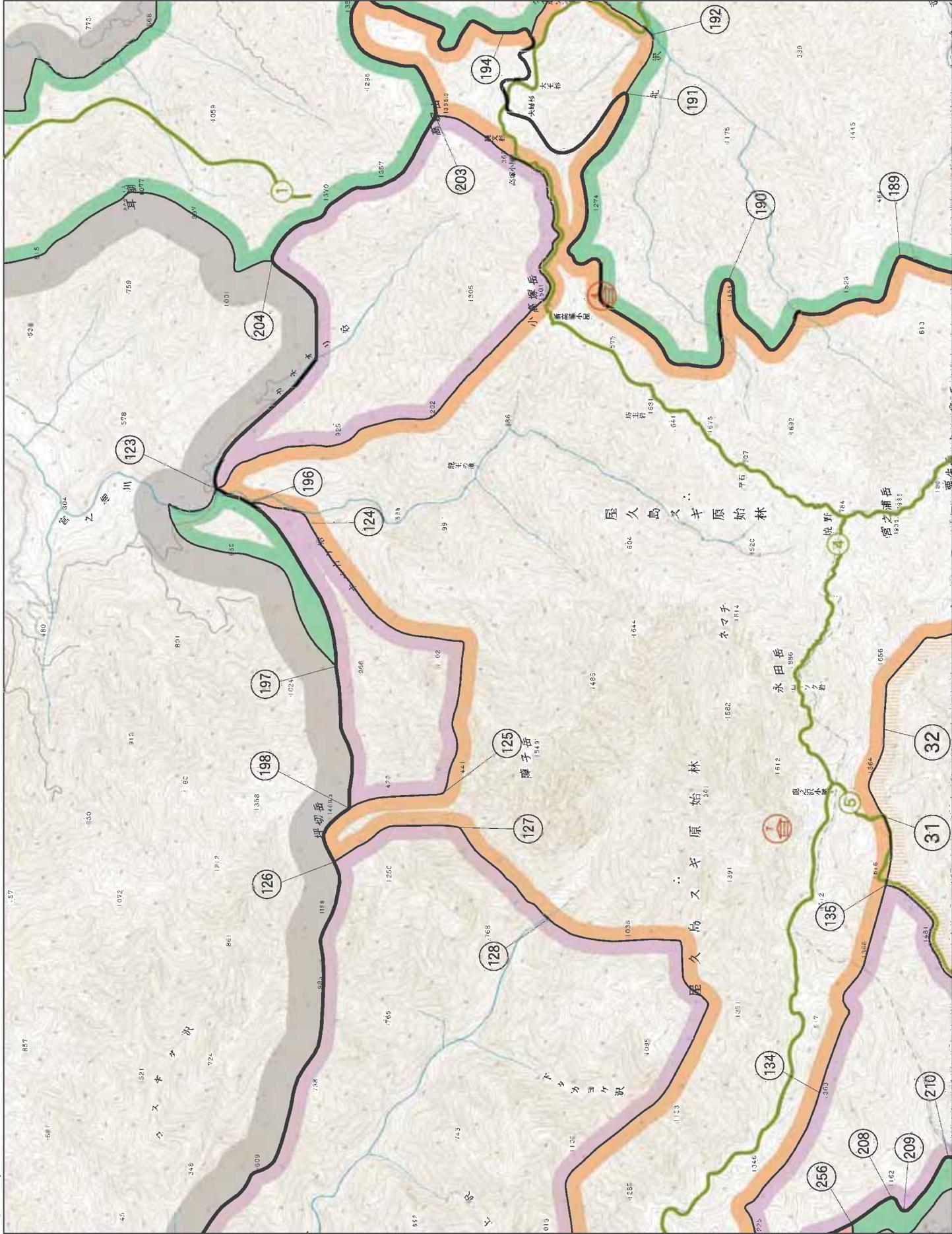
- 原生自然環境保全地域
- 世界自然遺産登録地域



【この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000(地図画像)及び数値地図25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平19総環、第215号)】

屋久国立公園（仮称）区域・保護規制及び施設計画図

1/25,000



凡例

保護計画凡例

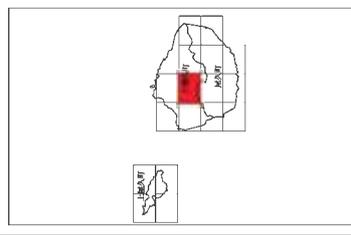
- 特別保護地区
- 第1種特別地域
- 第2種特別地域
- 第3種特別地域
- 海域公園地域
- 普通地域
- 乗り入れ規制地域
- 植生復元施設

利用計画凡例

- 集団施設地区
- 園地
- 避難小屋
- 野営場
- 水泳場
- 博物館展示施設
- 公衆浴場
- 車道
- 歩道
- 船舶運送施設

その他

- 原生自然環境保全地域
- 世界自然遺産登録地域



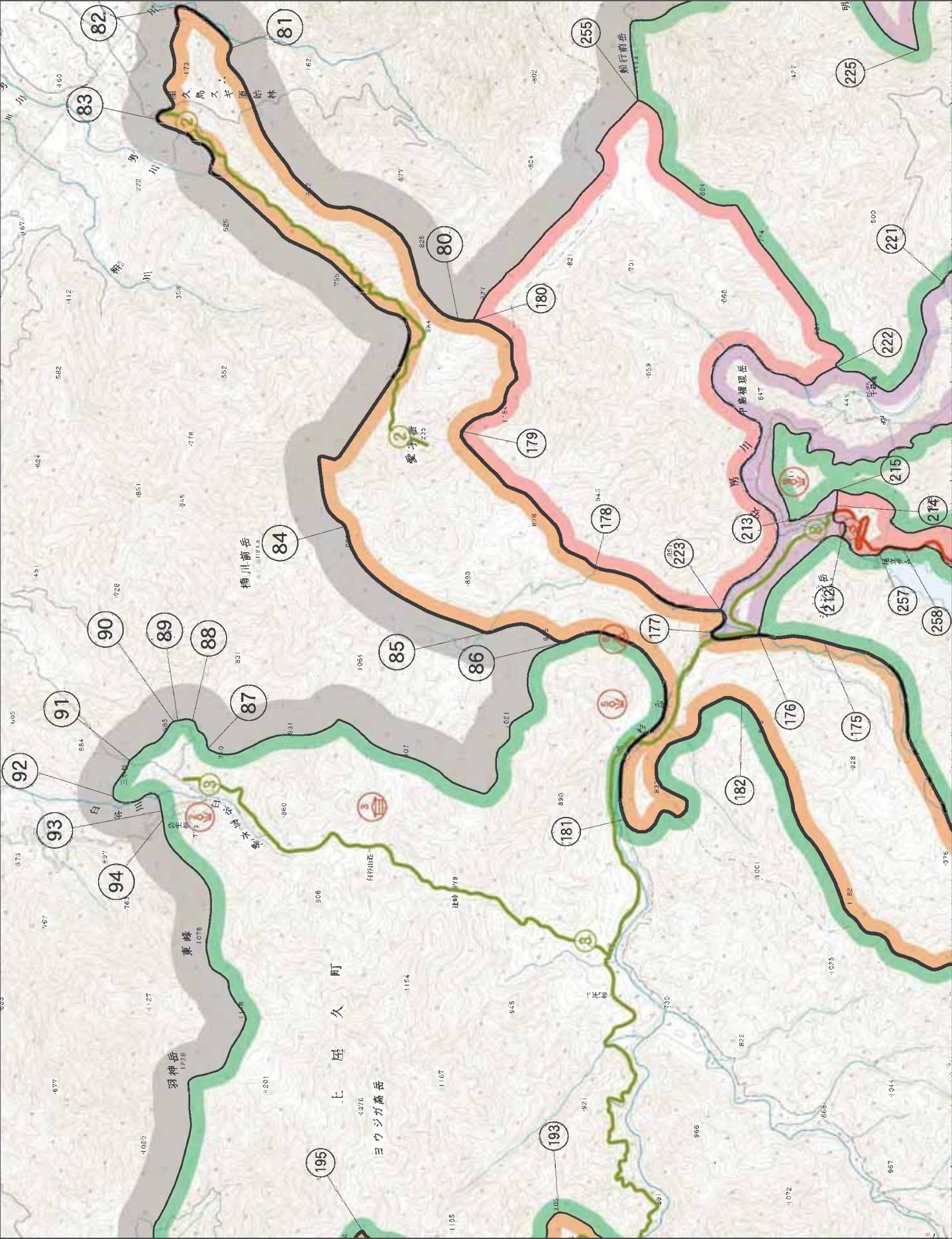
【この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000地図画像及び数値地図25000地図画像を複製したものである。（承認番号 平19総検、第215号）】

1:25,000



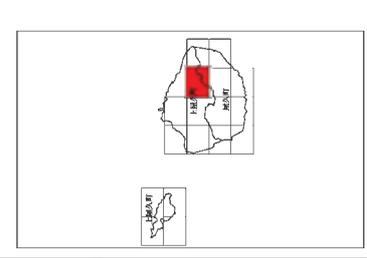
屋久島国立公園（仮称）区域・保護規制及び施設計画図

1/25,000



- 凡例**
- 保護計画凡例**
- 特別保護地区
 - 第1種特別地域
 - 第2種特別地域
 - 第3種特別地域
 - 海域公園地域
 - 普通地域
 - 乗り入れ規制地域
- 利用計画凡例**
- 植生復元施設

- その他**
- 原生自然環境保全地域
 - 世界自然遺産登録地域
- 凡例**
- 集団施設地区
 - 園地
 - 避難小屋
 - 野営場
 - 水泳場
 - 博物館展示施設
 - 公衆浴場
 - 車道
 - 歩道
 - 船舶運送施設



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000地形図（および数値地図5000地形図）を複製したものである。（承認番号 平19総環、第215号）

1:25,000



屋久島国立公園（仮称）区域・保護規制及び施設計画図

1/25,000



- 凡例**
- 保護計画凡例**
- 特別保護地区
 - 第1種特別地域
 - 第2種特別地域
 - 第3種特別地域
 - 海域公園地域
 - 普通地域
 - 乗り入れ規制地域
 - 植生復元施設

- 利用計画凡例**
- 集団施設地区
 - 園地
 - 避難小屋
 - 野営場
 - 水泳場
 - 博物館展示施設
 - 公衆浴場
 - 車道
 - 歩道
 - 船舶運送施設
 - その他
 - 原生自然環境保全地域
 - 世界自然遺産登録地域



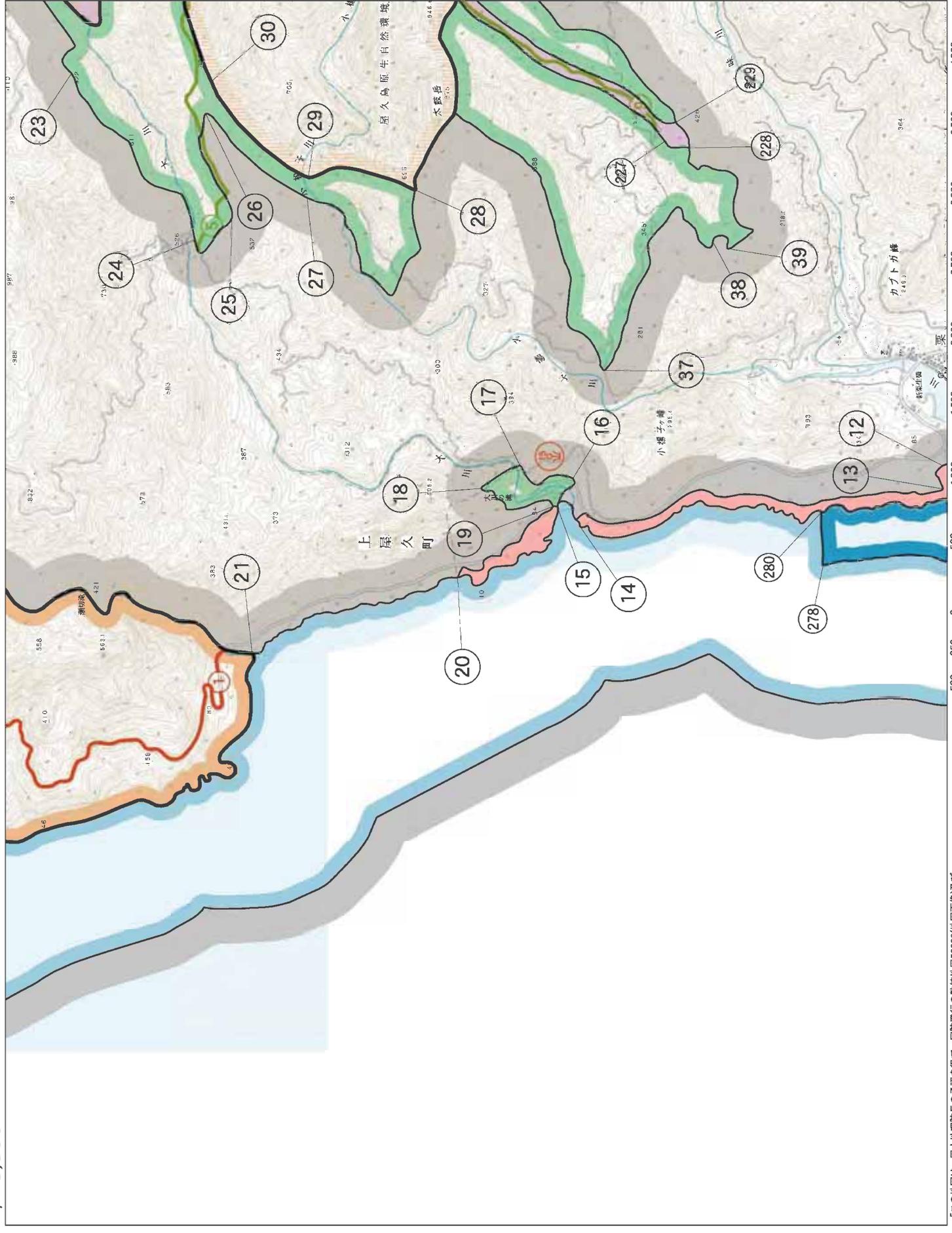
1:25,000

500 250 0 500 1,000 1,500 2,000 2,500 3,000 3,500 4,000 m

この地図は、国土地理院長の複製を得て、同院発行の数値地図500000地図画像及び数値地図250000地図画像を複製したものである。（承認番号 平19総保、第215号）

屋久島国立公園（仮称）区域・保護規制及び施設計画図

1/25,000



凡例

保護計画凡例

- 特別保護地区
- 第1種特別地域
- 第2種特別地域
- 第3種特別地域
- 海域公園地域
- 普通地域
- 乗り入れ規制地域
- 植生復元施設

利用計画凡例

- 集団施設地区
- 園地
- 避難小屋
- 野営場
- 水泳場
- 博物館展示施設
- 公衆浴場
- 車道
- 歩道
- 船舶運送施設

その他

- 原生自然環境保全地域
- 世界自然遺産登録地域



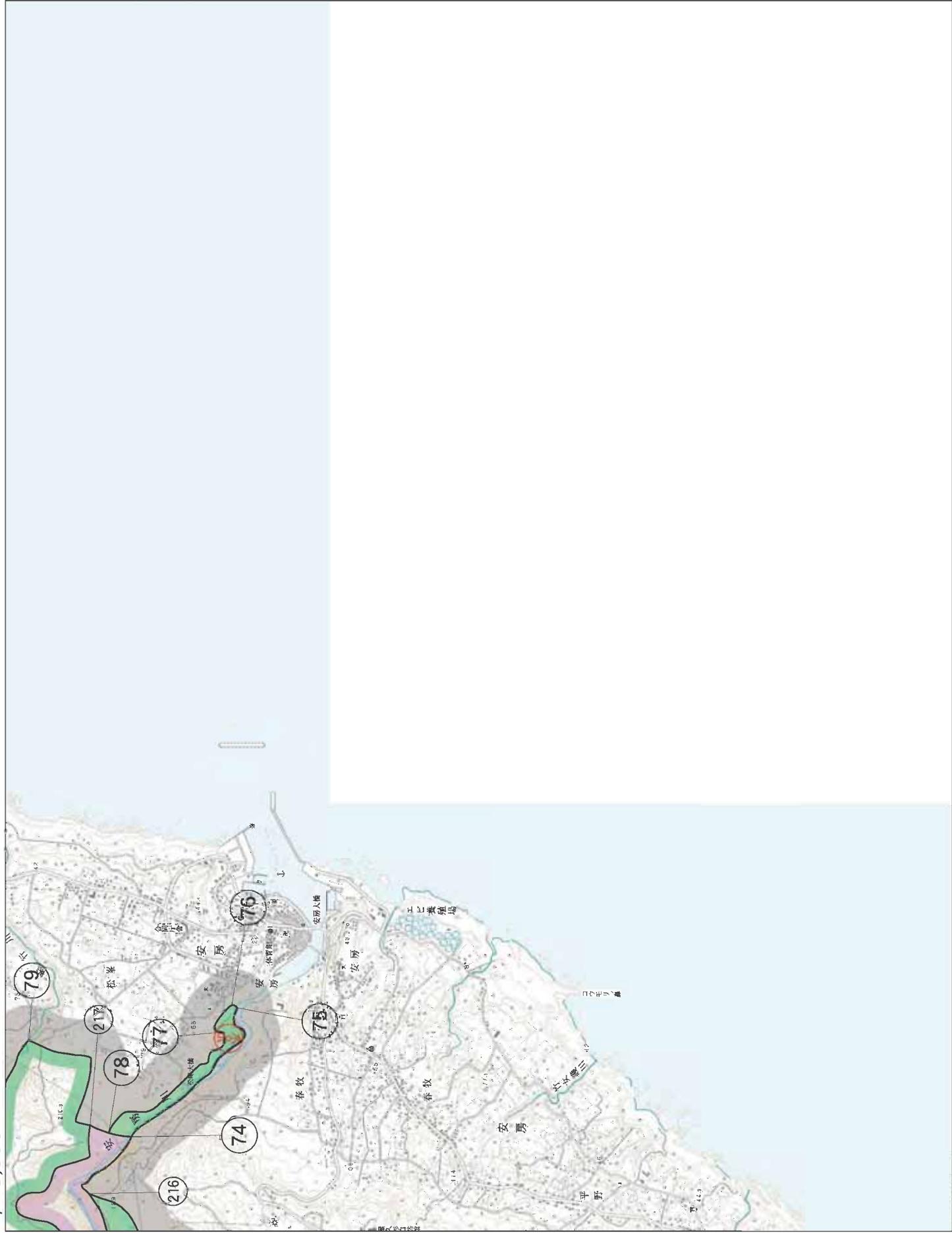
1:25,000

500 250 0 500 1,000 1,500 2,000 2,500 3,000 3,500 4,000 m

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000(地図画像)及び数値地図25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平19総検、第215号)

屋久島国立公園（仮称）区域・保護規制及び施設計画図

1/25,000



凡例

保護計画凡例

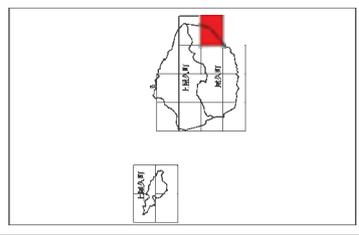
- 特別保護地区
- 第1種特別地域
- 第2種特別地域
- 第3種特別地域
- 海域公園地域
- 普通地域
- 乗り入れ規制地域
- 植生復元施設

利用計画凡例

- 集団施設地区
- 園地
- 避難小屋
- 野営場
- 水泳場
- 博物館展示施設
- 公衆浴場
- 車道
- 歩道
- 船舶運送施設

その他

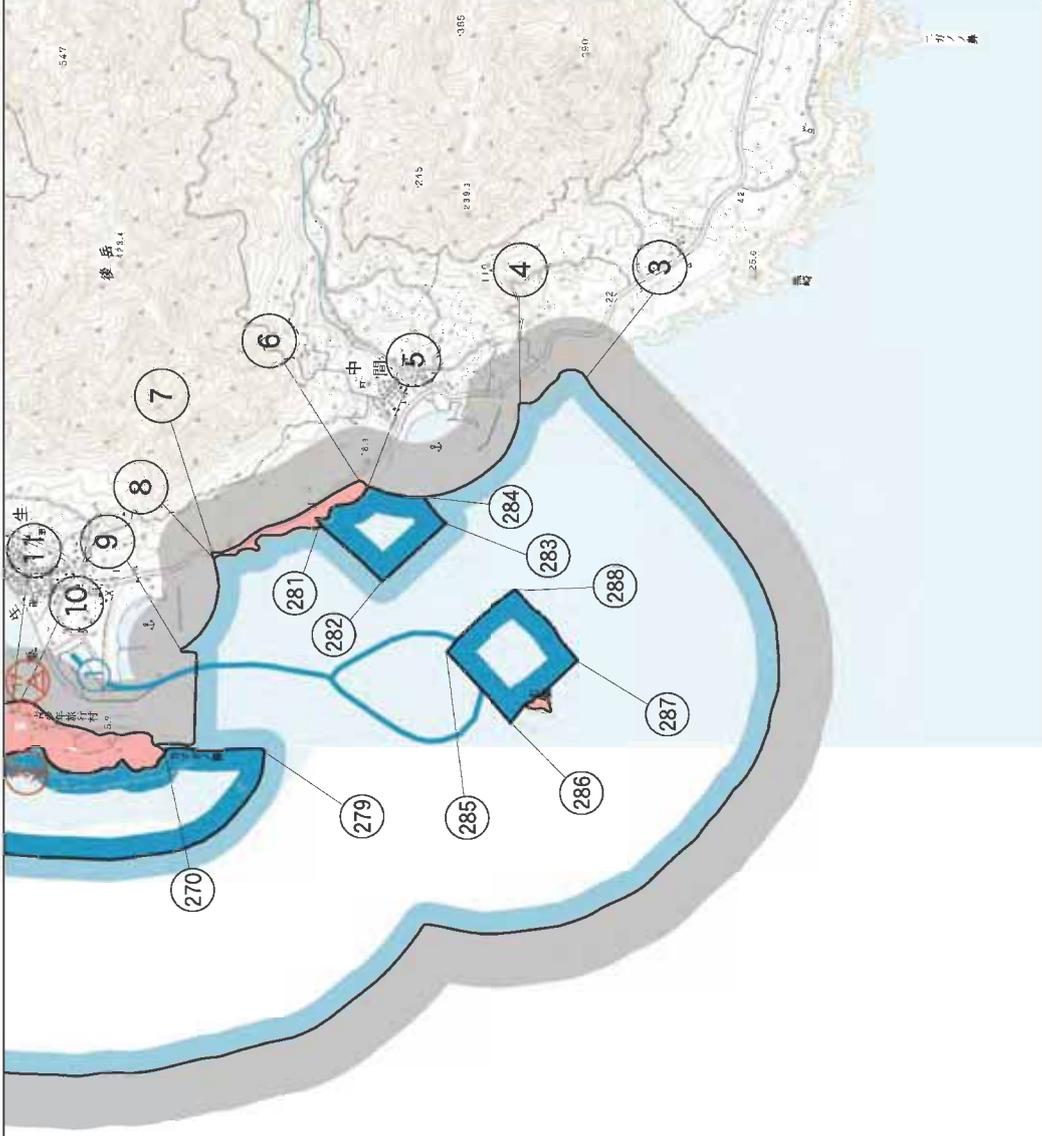
- 原生自然環境保全地域
- 世界自然遺産登録地域



1:25,000

「この地図は、国土地理院長の複製を得て、同院発行の数値地図500000地図画像(地図番号 平19総撮、第215号)の数値地図5000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平19総撮、第215号)」

屋久島国立公園（仮称）区域・保護規制及び施設計画図



凡例

保護計画凡例

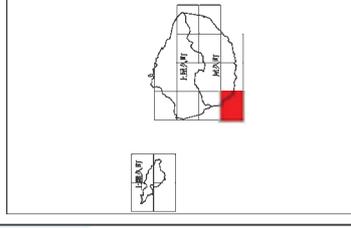
- 特別保護地区
- 第1種特別地域
- 第2種特別地域
- 第3種特別地域
- 海域公園地域
- 普通地域
- 乗り入れ規制地域
- 植生復元施設

利用計画凡例

- 集団施設地区
- 園地
- 避難小屋
- 野営場
- 水泳場
- 博物館展示施設
- 公衆浴場
- 車道
- 歩道
- 船舶運送施設

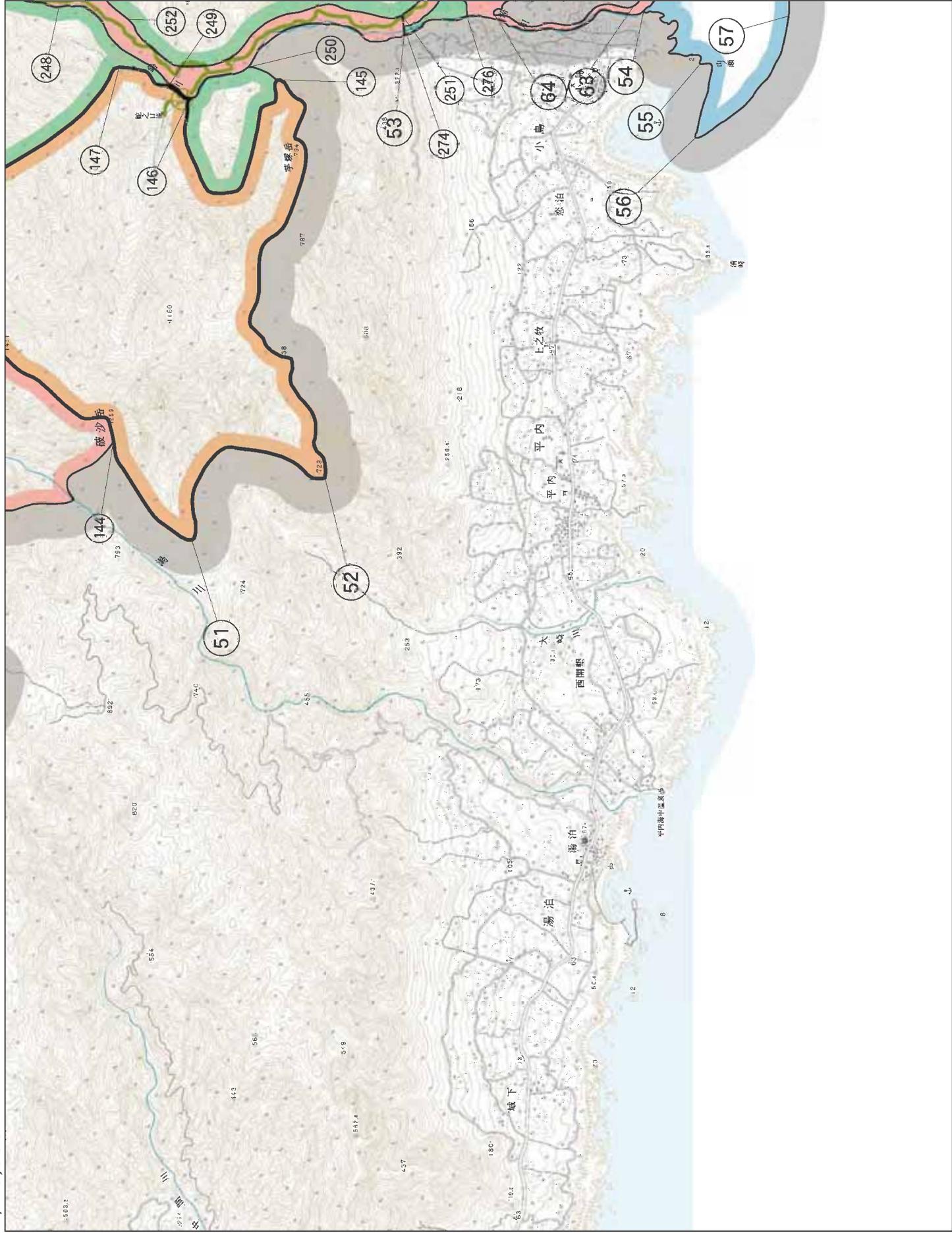
その他

- 原生自然環境保全地域
- 世界自然遺産登録地域

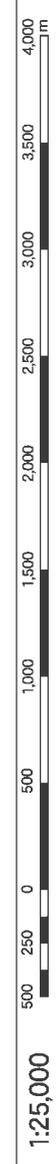
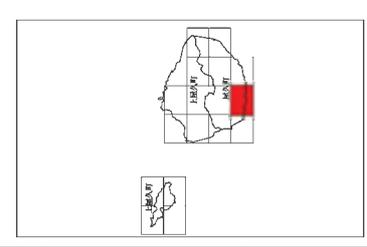


屋久島国立公園（仮称）区域・保護規制及び施設計画図

1/25,000



- 凡例**
- 保護計画凡例**
- 特別保護地区
 - 第1種特別地域
 - 第2種特別地域
 - 第3種特別地域
 - 海域公園地域
 - 普通地域
 - 乗り入れ規制地域
 - 植生復元施設
- 利用計画凡例**
- 集団施設地区
 - 園地
 - 避難小屋
 - 野営場
 - 水泳場
 - 博物館施設
 - 公衆浴場
 - 車道
 - 歩道
 - 船舶運送施設
- その他**
- 原生自然環境保全地域
 - 世界自然遺産登録地域

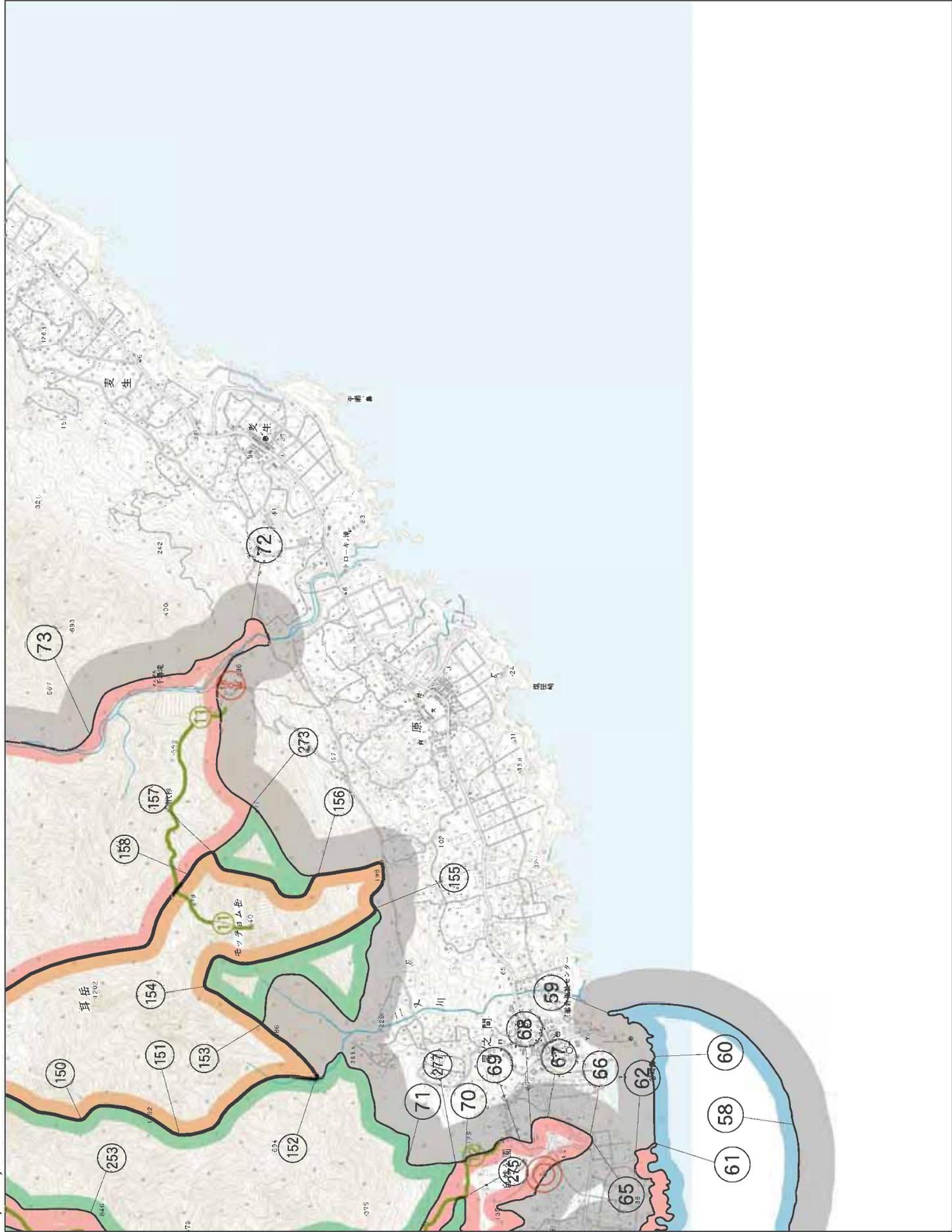


1:25,000

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000(地図画像)及び数値地図25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平19総復、第215号)

屋久島国立公園（仮称）区域・保護規制及び施設計画図

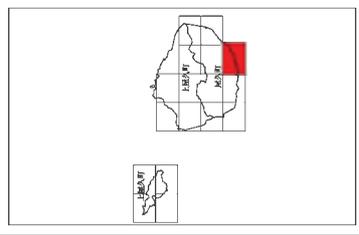
1/25,000



- 凡例**
- 保護計画凡例**
- 特別保護地区
 - 第1種特別地域
 - 第2種特別地域
 - 第3種特別地域
 - 海域公園地域
 - 普通地域
 - 乗り入れ規制地域
 - 植生復元施設

- 利用計画凡例**
- 集団施設地区
 - 園地
 - 遊離小屋
 - 野営場
 - 水泳場
 - 博物館展示施設
 - 公衆浴場
 - 車道
 - 歩道
 - 船舶運送施設

- その他**
- 原生自然環境保全地域
 - 世界自然遺産登録地域

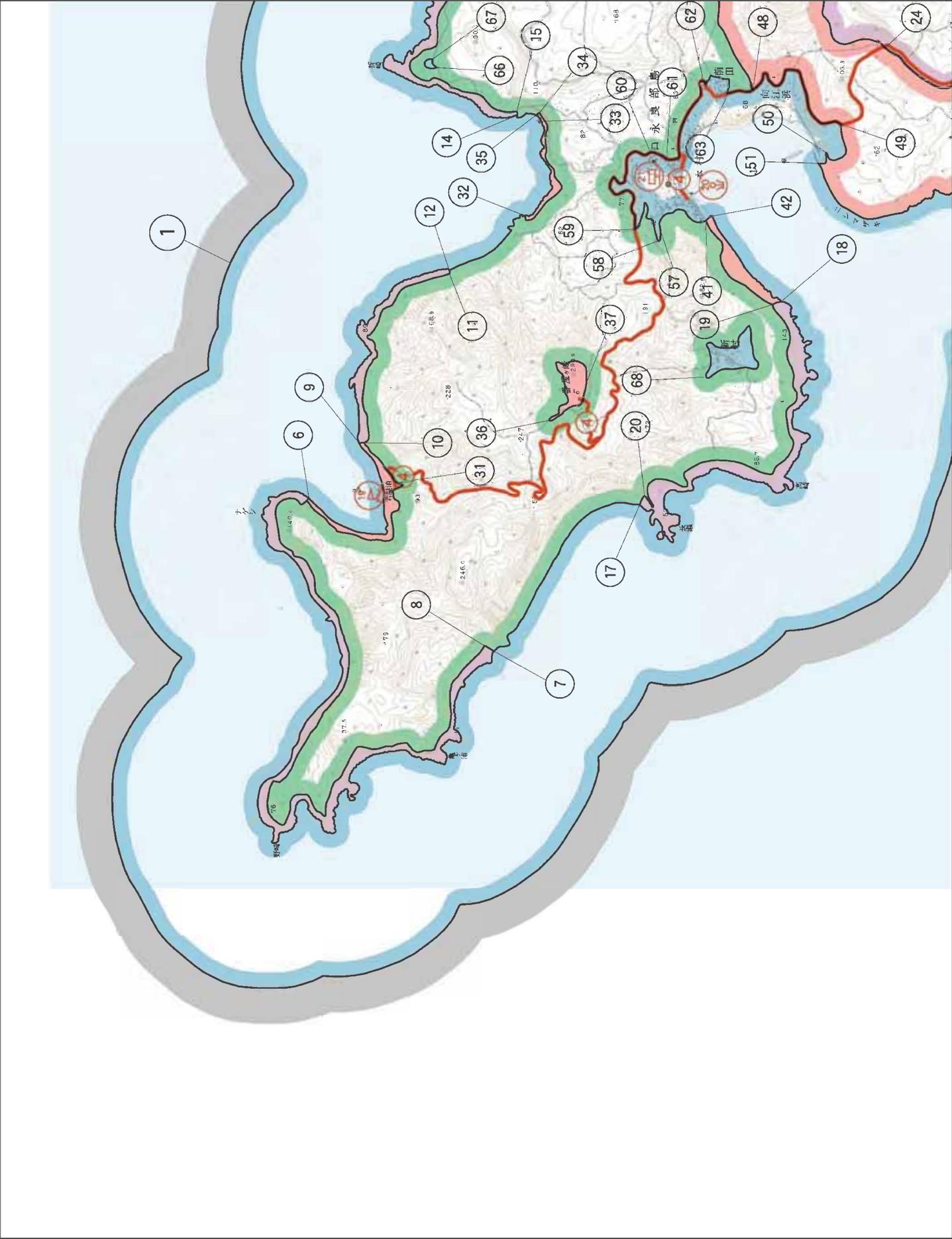


この地図は、国土地理院長の発注を得て、同院発行の数値地図50000(地図画像)及び数値地図25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平19総保、第215号)

1:25,000

500 250 0 500 1,000 1,500 2,000 2,500 3,000 3,500 4,000 m

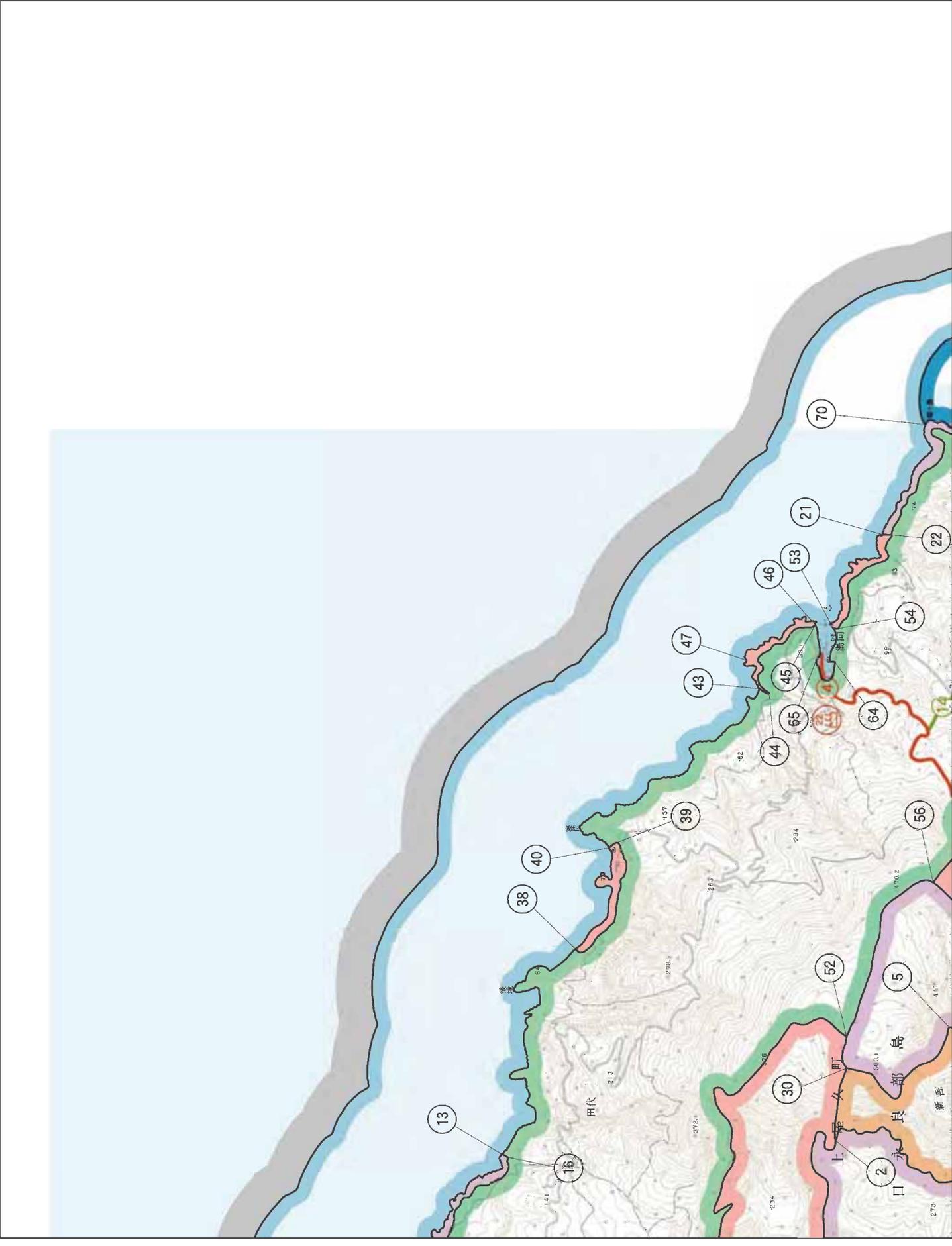
- 凡例**
- 保護計画凡例**
- 特別保護地区
 - 第1種特別地域
 - 第2種特別地域
 - 第3種特別地域
 - 海域公園地域
 - 普通地域
 - 乗り入れ規制地域
 - 植生復元施設
- 利用計画凡例**
- 集団施設地区
 - 園地
 - 避難小屋
 - 野営場
 - 水泳場
 - 博物館展示施設
 - 公衆浴場
 - 車道
 - 歩道
 - 船舶運送施設
- その他**
- 原生自然環境保全地域
 - 世界自然遺産登録地域



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000(地図画像)及び数値地図25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平19総環、第215号)

屋久島国立公園（仮称）区域・保護規制及び施設計画図

1/25,000



凡例

保護計画凡例

- 特別保護地区
- 第1種特別地域
- 第2種特別地域
- 第3種特別地域
- 海域公園地域
- 普通地域
- 乗り入れ規制地域
- 植生復元施設

利用計画凡例

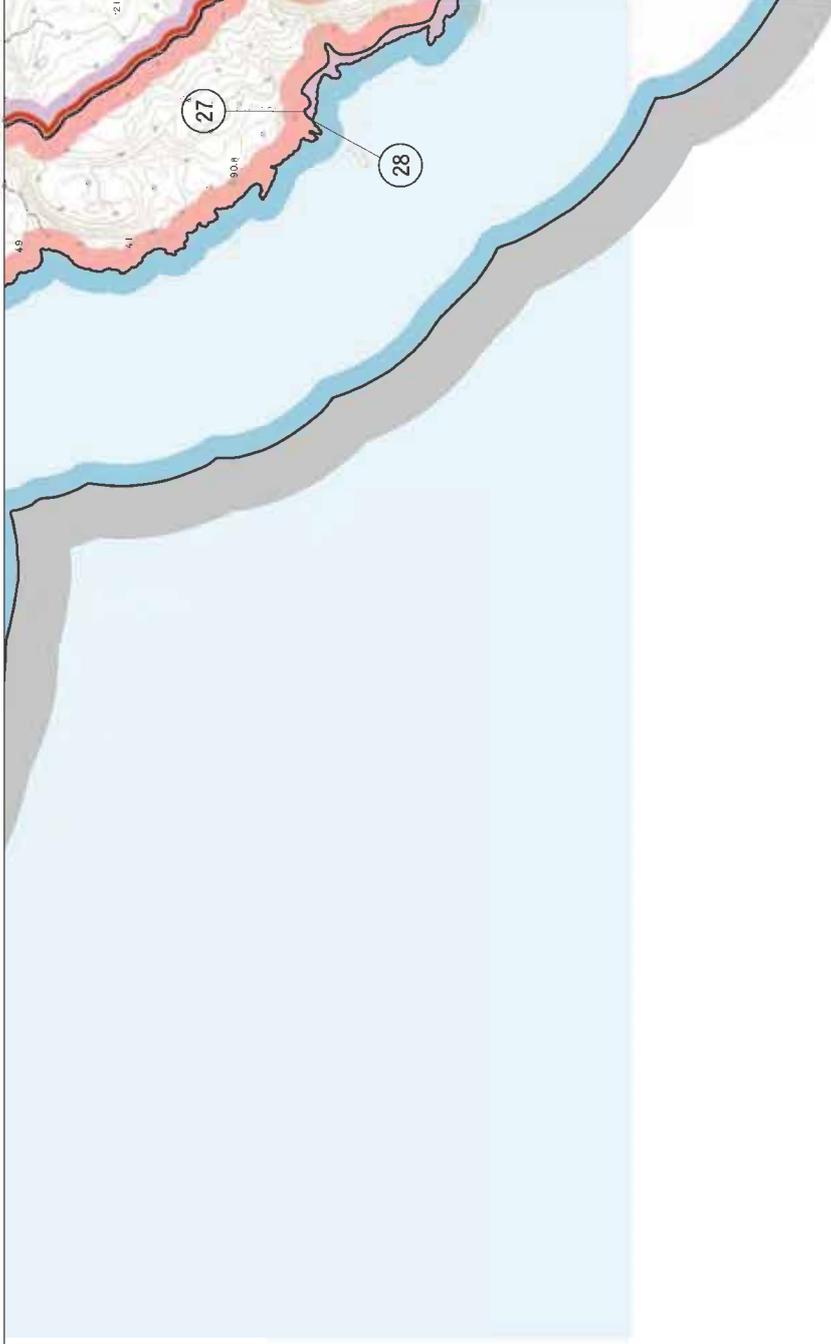
- 集団施設地区
- 園地
- 避難小屋
- 野営場
- 水泳場
- 博物館展示施設
- 公衆浴場
- 車道
- 歩道
- 船舶運送施設

その他

- 原生自然環境保全地域
- 世界自然遺産登録地域



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000(地図画像)及び数値地図25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平19総保、第215号)



凡例

保護計画凡例

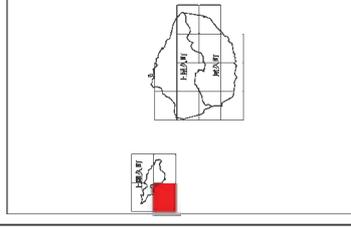
- 特別保護地区
- 第1種特別地域
- 第2種特別地域
- 第3種特別地域
- 海域公園地域
- 普通地域
- 乗り入れ規制地域
- 植生復元施設

利用計画凡例

- 集団施設地区
- 園地
- 避難小屋
- 野営場
- 水泳場
- 博物館展示施設
- 公衆浴場
- 車道
- 歩道
- 船舶運送施設

その他

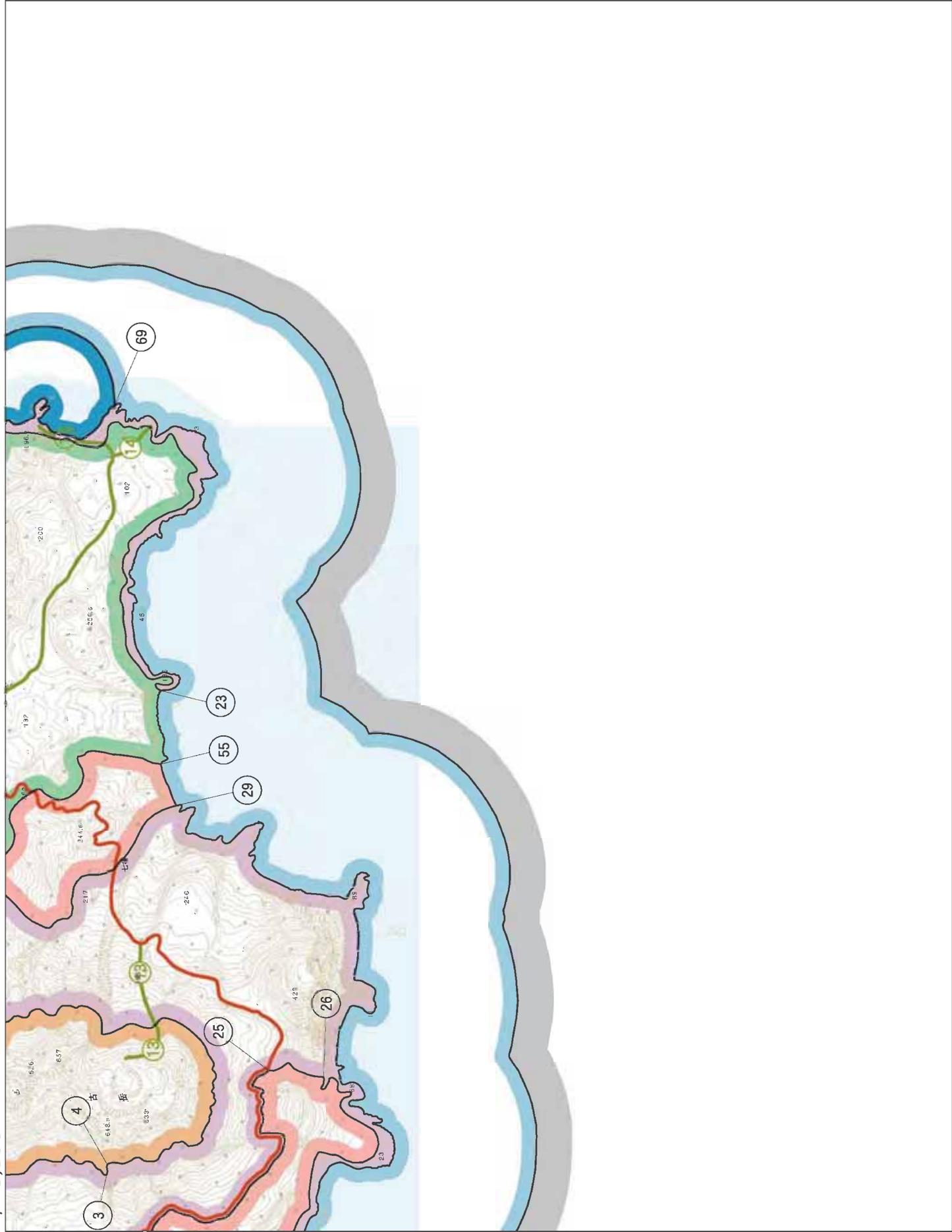
- 原生自然環境保全地域
- 世界自然遺産登録地域



「この地図は、国土地理院の承認を得て、同院発行の数値地図50000(地図画像)及び数値地図25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平19総表、第215号)」

屋久島国立公園（仮称）区域・保護規制及び施設計画図

1/25,000



凡例

保護計画凡例

- 特別保護地区
- 第1種特別地域
- 第2種特別地域
- 第3種特別地域
- 海城公園地域
- 普通地域
- 乗り入れ規制地域
- 植生復元施設

利用計画凡例

- 集団施設地区
- 園地
- 避難小屋
- 野営場
- 水泳場
- 博物館展示施設
- 公衆浴場
- 車道
- 歩道
- 船舶運送施設

その他

- 原生自然環境保全地域
- 世界自然遺産登録地域



「この地図は、国土地理院長の発注を得て、同院発行の数値地図50000(地図画像)及び数値地図25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平19総環、第215号)」

5 参考事項

(1) 指定動植物

ア 特別地域

(ア) 指定植物

特別地域において、採集又は損傷を規制する植物は次のとおりである。

| 科 名 | 種 名 (ミズゴケ科の植物にあつては属名) |
|---------|---|
| ミズゴケ | ミズゴケ |
| マツバラシ | マツバラシ |
| ヒカゲノカズラ | ヒモズル、ヒメスギラン、ヒモスギラン、マンネンスギ、ヨウラクヒバ、ホソヒモヨウラクヒバ、コスギラン、ヒモラン、タカネヒカゲノカズラ、コスギトウゲシバ |
| ハナヤスリ | コブラン、サクラジマハナヤスリ |
| リュウビシタイ | リュウビシタイ |
| ゼンマイ | シロヤマゼンマイ |
| ウラジロ | カネコシダ |
| コケシノブ | キクモバホラゴケ、リュウキュウコケシノブ |
| イノモトソウ | スキヤクジャク、シノブホングウシダ、ヒメホングウシダ、コウシュンシダ、ウスバイシカグマ、ヤクシマカグマ、カワリバアマクサシダ、アシガタシダ、ヒカゲアマクサシダ、ハマホラシノブ |
| シノブ | シノブ |
| キジノオシダ | ヤマソテツ、シマヤマソテツ |
| ヘゴ | クサマルハチ、チャボヘゴ、ヘゴ |
| オシダ | コウモリシダ、キリシマヘビノネゴザ、シマイヌワラビ (ホウライイヌワラビ)、ホソバシケチシダ (オオバミヤマイヌワラビ)、テツホシダ、コバザケシダ (ジャコウシダを含む。)、アミシダ、キノボリシダ、アオイガワラビ、ヤクシマワラビ、ツクシイワヘゴ、ホウライヒメワラビ、ホオノカワシダ、オオヤグルマシダ (マキヒレシダ)、ヒロハアツイタ、アツイタ、サクラジマイノデ、コモチイノデ、オリヅルシダ、シマジユウモンジシダ |
| シシガシラ | ヒリュウシダ、オオギミシダ、ホソバオオカグマ |
| チャセンシダ | オオタニワタリ、ウスバクジャク、フササジラン、カミガモシダ、ヤクシマシダ |
| ウラボシ | タイワンクリハラン、ヒメタカノハウラボシ、オニマメヅタ、イワオモダカ |
| ソテツ | ソテツ |
| ヒノキ | ミヤマビャクシン (ミヤマハイビャクシン) |

| 科名 | 種名 (ミズゴケ科の植物にあつては属名) |
|---------|---|
| ツチトリモチ | ツチトリモチ、ミヤマツチトリモチ、キイレツチトリモチ |
| ナデシコ | フジナデシコ (ハマナデシコ)、ヒメハマナデシコ、ワチガイソウ |
| キンポウゲ | ハナカズラ (ハナヅル)、タンナトリカブト、ウンゼントリカブト、タカネハンショウヅル、オオゴカヨウオウレン、オキナグサ、ヒメウマノアシガタ |
| ツヅラフジ | ミヤコジマツヅラフジ |
| コショウ | サダソウ |
| ウマノスズクサ | クワイバカンアオイ、ヤクシマアオイ |
| ヤッコソウ | ヤッコソウ |
| オトギリソウ | ヤクシマコオトギリ |
| モウセンゴケ | モウセンゴケ、コモウセンゴケ |
| ケシ | ホザキケマン |
| ベンケイソウ | ツメレンゲ |
| ユキノシタ | ヤクシマショウマ、ヒメチャルメルソウ、オオチャルメルソウ、ツクシチャルメルソウ、チャルメルソウ、ウメバチソウ、ダイモンジソウ (ウチワダイモンジソウ、ヤクシマダイモンジソウを含む。) |
| バラ | シモツケソウ (アカバナシモツケソウを含む。)、シロバナノヘビイチゴ (モリイチゴ)、イワキンバイ |
| マメ | ハカマカズラ |
| カワゴケソウ | ヤクシマカワゴロモ |
| カタバミ | コミヤマカタバミ |
| フウロソウ | ヤクシマフウロ |
| アオイ | ハマボウ |
| スマレ | キバナノコマノツメ、ヒメミヤマスマレ、ヤクシマスマレ、キスマレ、シコクスマレ (ハコネスマレ)、コケスマレ |
| ノボタン | ミヤマハシカンボク、ヒメノボタン (クサノボタン) |
| セリ | ツクシゼリ (ヒナボウフウ)、ヤクシマノダケ |
| イワウメ | イワカガミ (コイワカガミ、オオイワカガミを含む。)、ヒメコイワカガミ |
| イチヤクソウ | ウメガサソウ、シヤクジョウソウ、ギンリョウソウモドキ (アキノギンリョウソウ)、ギンリョウソウ |
| ツツジ | ヨウラクツツジ、サツキ (サツキツツジ)、ヒカゲツツジ、ヤクシマヒカゲツツジ、ミヤマキリシマ、ヤクシマシヤクナゲ、サイコクミツバツツジ、コバノミツバツツジ、サタツツジ、マルバサツキ、サクラツツジ、ヤクシマツツジ (ヤクシマヤマツツジ)、シロドウダン (ベニドウダンを含む。) |

| 科名 | 種名 (ミズゴケ科の植物にあつては属名) |
|-----------|---|
| サクラソウ | シマギンレイソウ、ホザキザクラ |
| リンドウ | シマセンブリ (ホウライセンブリ)、キリシマリンドウ、リンドウ、ハルリンドウ、ヤクシマリンドウ、センブリ、ムラサキセンブリ、ヘツカリンドウ、イヌセンブリ |
| アカネ | サツマイナモリ、チャボイナモリ (ヤエヤマイナモリ)、シラタマカズラ |
| クマツヅラ | トサムラサキ (ヤクシマコムラサキを含む。) |
| シソ | ヒロハテンニンソウ (オオマルバノテンニンソウ、ツクシミカエリソウ、トサミカエリソウ) |
| ゴマノハグサ | クモイコゴメグサ、シコクママコナ、ヤクシマママコナ、ヤクシマシオガマ、ツクシシオガマ、トラノオスズカケ |
| イワタバコ | イワタバコ、シシンラン、タマザキヤマビワソウ |
| ハマウツボ | キヨスミウツボ |
| タヌキモ | ミミカキグサ、ホザキノミミカキグサ、ムラサキミミカキグサ |
| マツムシソウ | マツムシソウ |
| キキョウ | サワギキョウ、キキョウ |
| キク | リュウキュウハグマ (モミジキッコウハグマ)、ホソバハグマ、タンナヤハズハハコ、ハマベノギク (イソノギク)、シオン、ウラギク (ハマシオン)、ツクシコウモリソウ、ノジギク、オイランアザミ、ヤクシマアザミ、ヤクシマヒヨドリ、カンツワブキ、コケセンボンギク、ハンカイソウ、ヒメキクタビラコ、キリシマヒゴタイ、イッスンキンカ、オオハマグルマ |
| ホンゴウソウ | ホンゴウソウ |
| ユリ | ケイビラン (ヤクシマケイビランを含む。)、ヤクシマノギラン、ヤマラッキョウ、シライトソウ、チャボシライトソウ (ヒナシライトソウ)、キキョウラン、ツクシショウジョウバカマ、ヤクシマショウジョウバカマ、キスゲ (ユウスゲ)、ハマカンゾウ、ノヒメユリ (スゲユリ)、コオニユリ、ハナゼキショウ (イワゼキショウ、ヤクシマチャボゼキショウ)、タマガワホトトギス、チャボホトトギス |
| ビヤクブ | ヒメナベワリ |
| ヒガンバナ | ハマオモト (ハマユウ) |
| ヒナノシヤクジョウ | ヒナノシヤクジョウ、シロシヤクジョウ、ルリシヤクジョウ、キリシマシヤクジョウ、タヌキノシヨクダイ、キリシマタヌキノシヨクダイ |
| ホシクサ | タンナイヌノヒゲ、ヤクシマホシクサ、ツクシクロイヌノヒゲ |
| イネ | シマノガリヤス (キリシマノガリヤス)、ヤクシマノガリヤス、コメススキ、コオニシバ |
| サトイモ | ヒメテンナンショウ、シコクヒロハテンナンショウ、ヤクシマテンナンシ |

(イ) 指定動物

特別地域において、捕獲若しくは殺傷又は採取若しくは損傷を規制する動物は次のとおりである。

| 科名 | 種名 |
|------|---------------|
| ウミガメ | アカウミガメ、アオウミガメ |

イ 海域公園地区

海域公園地区において捕獲もしくは殺傷又は採取もしくは損傷を規制する動植物は次のとおりである。

| 科名 | 種名 |
|----------|--|
| アカエイ | ヤッコエイ |
| フサカサゴ | キリンミノ, ハナミノカサゴ, ネットイミノカサゴ, キミオコゼ |
| ハタ | キンギョハナダイ, ハナゴイ |
| テンジクダイ | ヤライイシモチ, ナガレボシ, キンセンイシモチ |
| イサキ | ヒレグロコショウダイ, ムスジコショウダイ |
| チョウチョウウオ | ツノハタタテダイ, ミナミハタタテダイ, オニハタタテダイ, ムレハタタテダイ, フェヤッコダイ, ヤリカタギ, スミツキトノサマダイ, トゲチョウチョウウオ, ウミヅキチョウチョウウオ, イッテンチョウチョウウオ, トノサマダイ, チョウハン, カガミチョウチョウウオ, フウライチョウチョウウオ, ミスジチョウチョウウオ, ニセフウライチョウチョウウオ, ハナグロチョウチョウウオ, チョウチョウウオ, ミゾレチョウチョウウオ, ゴマチョウチョウウオ |
| キンチャクダイ | サザナミヤッコ, タテジマキンチャクダイ, シテンヤッコ, アブラヤッコ, ナメラヤッコ |
| スズメダイ | クマノミ, ササスズメダイ, ヒメスズメダイ, ヒレグロスズメダイ, キホシスズメダイ, シコクスズメダイ, アマミスズメダイ, タカサゴスズメダイ, モンスズメダイ, ミツボシクロスズメダイ, フタスジリュウキュウスズメダイ, オキナワスズメダイ, ルリホシスズメダイ, ルリメイシガキスズメダイ, イシガキスズメダイ, イチモンスズメダイ, ミヤコキセンズメダイ, ヒレナガスズメダイ, リボンスズメダイ, クロリボンスズメダイ, フィリピンズズメダイ, アサドスズメダイ, メガネスズメダイ, モンツキスズメダイ, ソラスズメダイ, ナガサキスズメダイ, クロメガネスズメダイ, ネットアイズズメダイ, ニセネットアイズズメダイ, フチドリズズメダイ, セダカスズメダイ |
| ベラ | スミツキベラ, ケサガケベラ, ニューギニアベラ, ホシススキベラ, ブチススキベラ, クギベラ, シマタレクチベラ, ホンソメワケベラ, ソメワケベラ, セジロノドグロベラ, ヤンセンニシキベラ, セナスジベラ, コガシラベラ, ハコベラ, オトメベラ, ニシキベラ, トカラベラ, ミツボシキュウセン, ムナテンベラダマシ, コガネキュウセン, ムナテンベラ, カノコベラ, ゴシキキュウセン, ツキベラ, ニシキキュウセン, カンムリベラ, ツユベラ, ヤリイトヒキベラ, ニシキイトヒキベラ |
| ブダイ | イロブダイ, ナンヨウブダイ, ナガブダイ, キビレブダイ |

| 科名 | 種名 |
|----------|---|
| トラギス | オグロトラギス |
| ヘビギンポ | タテジマヘビギンポ |
| イソギンポ | ヒトスジギンポ |
| ハゼ | ミズタマハゼ, ハタタテハゼ, オオメハゼ, オキナワベニハゼ |
| ツノダシ | ツノダシ |
| ニザダイ | ヒメテングハギ, オニテングハギ, ミヤコテングハギ, テングハギモドキ, ヒレナガハギ, シマハギ |
| モンガラカワハギ | クマドリ, ムラサメモンガラ, タスキモンガラ, クラカケモンガラ |
| カワハギ | ノコギリハギ |
| ハコフグ | クロハコフグ, ミナミハコフグ, ハコフグ |
| フグ | シマキンチャクフグ |
| ホンダワラ | コバモク |
| ムカシサンゴ | ムカシサンゴ |
| ハナヤサイサンゴ | ハナヤサイサンゴ, イボハダハナヤサイサンゴ, ヘラジカハナヤサイサンゴ, ショウガサンゴ |
| ミドリイシ | アバタコモンサンゴ, ノリコモンサンゴ, イボコモンサンゴ, モリスコモンサンゴ, ツツユビミドリイシ, オヤユビミドリイシ, サンカクミドリイシ, コユビミドリイシ, コイボミドリイシ, ハイマツミドリイシ, ハナバチミドリイシ, クシハダミドリイシ, タマユビミドリイシ, ホソエダミドリイシ, サボテンミドリイシ, エンタクミドリイシ, マルヅツハナガサミドリイシ, アナサンゴ, |
| ハマサンゴ | コブハマサンゴ, ハナガササンゴ, |
| ヤスリサンゴ | アミメサンゴ, ヤスリサンゴ |
| ヒラフキサンゴ | シコロサンゴ, トガリシコロサンゴ, ハマシコロサンゴ, シコロキクメイシ, ヒラフキサンゴ, アバタセンベイサンゴ, リュウモンサンゴ, シワリュウモンサンゴ |
| クサビライシ | マルクサビライシ, クサビライシ, キュウライシ, ヤエヤマカワラサンゴ |
| ビワガライシ | アザミサンゴ |
| ウミバラ | キッカサンゴ, アナキッカサンゴ, ウスカミサンゴ, スジウミバラ |
| オオトゲサンゴ | カビラタバサンゴ, ヒメオオトゲキクメイシ, ヒラタオオトゲキクメイシ, アマクサオオトゲキクメイシ, オオハナガタサンゴ, パラオハナガタサンゴ, ホソダイノウサンゴ, ダイノウサンゴ, ハナガタサンゴ |
| サザナミサンゴ | トゲイボサンゴ, サザナミサンゴ |
| キクメイシ | タバネサンゴ, ウスチャキクメイシ, キクメイシ, スポミキクメイシ, アバレキクメイシ, バラバットサンゴ, カメノコキクメイシ, オオカメノコ |

| 科名 | 種名 |
|------------|---|
| キクメイシ | キクメイシ, シナキクメイシ, ゴカクキクメイシ, シモフリカメノコキクメイシ, コモンキクメイシ, パリカメノコキクメイシ, コカメノコキクメイシ, ミダレカメノコキクメイシ, ウネカメノコキクメイシ, ミダレノウサング, ヒラノウサング, ノウサング, シナノウサング, ナガレサング, オオナガレサング, マルキクメイシ, タカキクメイシ, ルリサング, フカトゲキクメイシ, トゲキクメイシ, リュウキュウキッカサング |
| チョウジガイ | ハナサング, ナガレハナサング |
| キサング | ウネリスリバチサング, ヨコミゾスリバチサング, イボヤギ |
| ヤギモドキウミヒドラ | オオギウミヒドラ |
| ハネウミヒドラ | ハネウミヒドラ |
| アナサングモドキ | イタアナサングモドキ, カンボクアナサングモドキ |
| ウミアザミ | ウミアザミ属 |
| チヂミトサカ | タチチヂミトサカ, チヂミトサカ, キバナトサカ, アカバナトサカ, オオトゲトサカ, ビロードトゲトサカ |
| ウミトサカ | ウミキノコ属, オオウミキノコ |
| アオサング | アオサング |
| イソバナ | イソバナ, オオイソバナ |
| ホソヤギ | ハナヤギ |
| ケヤリムシ | ケヤリムシ |
| カンザシゴカイ | イバラカンザシ |